
出席議員(18名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君

商工観光課長	小池洋一君
都市建設課長	加藤秀典君
上下水道課長	平間広道君
槻木事務所長	馬場敏雄君
危機管理監	小玉敏君
地域再生対策監	小笠原幸一君
公共工事検査監	鎌田和夫君
税収納対策監	伊藤良昭君
災害復興対策監	畑山義彦君
教育委員会部局	
教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	笠松洋二君
生涯学習課長	相原健一君
その他の部局	
代表監査委員	中山政喜君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	長谷川 敏
主 幹	中 村 洋 恵

議 事 日 程 (第2号)

平成25年6月11日(火曜日) 午前9時30分 開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

秋 本 好 則 議員
 佐々木 守 議員
 安 部 俊 三 議員
 白 内 恵美子 議員
 桜 場 政 行 議員
 水 戸 義 裕 議員

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において5番齋藤義勝君、6番平間奈緒美さんを指名いたします。

5

日程第2 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

4番秋本好則君、直ちに質問席において質問してください。

〔4番 秋本好則君 登壇〕

○4番（秋本好則君） 4番秋本でございます。質問させていただきます。

まず最初に、発言といたしまして、3月の町議選におきまして我々のグループの中から出たもので、一つ責任のある社会人として恥ずべき言動があったこと、後で私は知ることができました。このことにつきまして、質問の前におわび申し上げたいと思います。

それでは、私の質問に入らせていただきたいと思います。

3つの大きな質問があります。1つにつきまして、**情報公開のあり方**について質問したいと思います。

5月22日の朝日新聞、天声人語に、東京小平市の住民投票の話が出ておりました。都道の建設が問題になったそうですが、建設計画の見直しをするかしないかを問う住民投票に修正して、議会は可決したそうです。私は、この修正をした議会の見識の高さを評価したいと思うのです。投票結果が全てということではなく、市民が行政の決定過程に入り込んでいくというこ

とのほうが、物事をスケジュールどおりに滞りなく運用することより重要だという認識を持って、議会が修正したのだと思います。翻って、この町の住民投票の場合はどうだったでしょうか。住民の意見を聞くという絶好の機会を、みずから放棄してしまったものと考えております。さくら連絡橋の件では、情報の伝え方、やり方に問題があったと考えております。

住民自治によるまちづくり基本条例では、行政機関はわかりやすく情報を伝えること、情報公開にとどまらず、共有を継続的に進める仕組みづくりを義務づけております。町の情報は多岐にわたり、内容によって情報公開の質が違ってくるものと思います。私は、情報公開の時期について、計画する側がプランを実際につくる前に住民にコンセプトを説明し、ステークホルダーの意見を織り込んだプランをつくることが重要だと考えております。そうすれば、その後の住民参加の過程で計画そのものを問うといった、今回の連絡橋のような不毛の議論は起きなかったと考えております。

情報公開の仕方はどうでしょうか。プランをつくった側が自分のプランを説明すれば、どうしても誘導ということになってしまいます。今回の3町の学校給食センターの件でも、外からのリークという事情はあったにせよ、説明が言いわけになってしまっています。当事者ではない第三者がプランをつくる側と住民との間に入って、客観的に伝え、意見を求めるということも必要だと考えております。

情報公開の内容について伺います。

- 1) 情報公開を進めるため、今まで行政は何をしてきたのでしょうか。
- 2) 情報の収集、管理、見直し、確認、それはどのように進めているのでしょうか。
- 3) 情報公開の時期、内容、手段については、どのようにお考えでしょうか。
- 4) そのために具体的な計画はお持ちでしょうか。
- 5) 公開した後、その後の住民意向の確認方法はどのように考えておりますか。
- 6) 基本条例審議会からどのような提言があり、それに対してどのように対応したのでしょうか。

大綱2、まちづくり推進センターのあり方についてお聞きします。

これもまちづくり基本条例に基づいて設置されているものですが、改めてその役割について考えてみたいと思います。

まちづくり提案制度は、運用されて2年になり、15件の提案があり、3件の採用があったというふうにホームページで読みました。私は、まちづくり提案制度はプランの中身も大事ですが、プランをつくる過程こそ重要だと考えております。つくる過程こそ、まちづくりだからで

す。住民と一緒につくること、そのためにまちづくりセンターを考えておりました。

現在のまちづくり推進センターは、単なる許認可事業になってしまっているのではないのでしょうか。「お上が補助金というお金を出すのだから、お上を納得させるだけの書類をつくってきなさい」、これではまちづくりは動きません。また、活動について、条例の31条で住民の主体性が生かされる運営を求めています。今の推進センターは、住民主導で動いているのでしょうか。

まちづくり推進センターのあり方について伺います。

- 1) 住民主体の運営にする手段はどのように考えていますか。
- 2) 「ともにつくる」という姿が見られなくなっています。なぜでしょうか。
- 3) 補助金を交付して、事業は終わりになっていないのでしょうか。採用された計画のその後はどういうふうになっておりますか。
- 4) 採用されなかった提案、これをどうまちづくりに生かしておりますか。
- 5) 推進センターと生涯学習センターとの違いは何でしょうか。

大綱3です。内容は、**まちづくり推進センターの設置場所**についてお聞きしております。

まちづくり推進センターには、住民の中に入っていく姿勢が求められています。そのため、条例では住民の主体性が生かされる運営を求めています。この機能を考えると、現在の場所はどののでしょうか。センターは町なかにあつてこそ機能するのではないのでしょうか。推進センターというのは、建物ではなく、あるべき機能を言っております。推進センターという建物をつくって終わりとしたところに、現在のちぐはぐな運営の原因の一つがあるのではないのでしょうか。

横浜市港南区のタウンカフェ、あるいは新潟市東区の地域の茶の間「うちの実家」、静岡県富士市の「カフェ・プレアーチ」のようなコミュニティカフェというたまり場的広場が、地域のまちづくりの拠点になっています。このコミュニティカフェというのは、目的がある人だけではなく、明確な目的がなくてもふらっと立ち寄って、居心地よく過ごせる場所です。そういった場所を、例えば柴田町でいえば小学校区単位のその程度のコミュニティに、地域の住民の方と一緒につくり、そこにまちづくり推進センターの機能を移したらどうでしょうか。このコミュニティカフェは、空き店舗でも町営住宅の一室でも十分だと思います。

もう一度言います。推進センターは建物ではなく、機能を言っております。そして、全体を統括する拠点として、駅のコミュニティプラザを使ったらどうでしょうか。ここであれば、住民の身近であり、交通の便、スペースとしても十分だと思います。現在のように毎年109万円

の家賃を払って、車の利用者しか行けない現在のセンターよりも、もっと住民に近いセンターになると思うのですが、見解を求めます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員から大綱3点ございました。順次お答えします。

まずは、情報公開について6点ほどございます。

初めに、議員の考える情報と町の考える情報において若干違いがあるようなので、改めて町の取り扱う情報の定義を説明させていただきます。

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例には、情報についての定義がありません。そこで、上位法の情報公開法や柴田町情報公開条例に定義されている情報の定義に基づき、町では取り扱うこととなります。町職員が職務上作成し、または取得した文書、図書及び写真及び磁気テープ、磁気ディスク、その他の一切の情報媒体等を含めて、自治体等において保有、管理しているものと定義されています。そして、事務決裁等の一連の事務処理を経て、文書処理が完了したものを情報として取り扱ってきました。現に策定中のものや事務決裁途中のものについては、住民の無用な混乱を招きかねないことから、公開除外情報となります。町政に関して、住民への知る権利の保障は当然の責任として町が負っておりますが、混乱を生じさせてまでというものがございますので、制約されることがあることをご理解いただきたいと思います。

1点目、何をしてきたかということでございます。

町政運営に関しては、基本的には広報しぼたやホームページ、議会にあっては議会だよりを基本としています。そして、情報の提供に努めております。唯一の広報手段というふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。また、柴田町はほかの自治体と違いまして、情報共有と説明責任を果たす重要な役割を担っております「よくわかる町の仕事と予算」というものを全戸配付させていただいております。そのほかにも「便利帳」「子育てガイドブック」等も発行して、多くの情報を伝えております。特に、直接生の情報を伝えたり、意見交換ができる住民懇談会を大変重要視しております。今年度も10カ所やる予定にしております。そのほかにも出前講座を重視するとともに、各種会議時の挨拶等の機会も積極的に活用させていただいております。また、議会におきましても、直接住民との懇談会が必要ということで、議会基本条例では2回、町民対象と団体対象に行っているということでございますので、私はほかの自治体に比べまして直接住民と懇談する機会を多く持っているというふうに思っております。

す。また、大震災後の反省から生まれました配信メールも整備して、リアルタイムで生活や防災情報も発信してきました。ある人から見れば「無駄だ」と、特にこの「よくわかる町の仕事と予算」は無駄だというご意見もございます。他人から見ればぜひ必要だと、町民にも情報共有に関しまして若干の混乱もあるのも事実でございます。ですけれども、いろいろな機会や情報を用いながら、原則公開として情報の共有にこれまで努めてきたところでございます。

次に、管理の関係でございますが、町全体の情報を集中管理するために、柴田町文書事務取扱規程や柴田町事務決裁規程があり、それに基づき文書管理システムを導入して、町全体の情報の一元管理を行っております。

情報公開の時期等でございます。

情報公開制度は原則公開を基本としておりますので、町的意思決定や議会との合意形成がなされた事案等については、速やかに公開の対象としての取り扱いとなります。これは、町の説明責任と町民の知る権利を保障していく中で、町政に対する信頼と理解を深め、かつ町政への参加を一層促進するためには必要なルールと考えております。公開の時期や内容、手段等については、各課の事務決裁が終了した後の裁量権で判断して実施することになります。

具体的な計画でございます。

具体的な計画は策定しておりませんが、柴田町情報公開条例や柴田町文書事務取扱規程や柴田町事務決裁規程に基づいて運用されております。

公開後の住民意思の確認方法でございますが、町からの政策等の情報については広報紙や議会だより、ホームページなどによる情報提供を基本として、パブリックコメント、町長へのメッセージ、配信メール、住民懇談会、出前講座やアンケート調査等、多様な方法により町民の意見を町政に反映するような仕組みをとっております。

基本条例審議会からの提言等でございますが、昨年24年度の審議会の主な活動内容につきましては、住民投票条例案策定とその答申、二つ目に生涯学習施設の利用状況や地域組織の取り組み、まちづくり推進センターの運営状況等の現地視察、三つ目、答申した住民投票条例案の議会との調整状況についての報告、四つ目、平成24年度審議会活動のまとめと、平成25年度活動の目標設定等の活動を、5回の審議会を開催いたしました。その期間中に、「さくら連絡橋を考える会」の皆さんから、「町はまちづくり基本条例に基づき情報公開をしていない」との指摘があり、「町の情報の取り扱いと基本条例の情報の共有の促進についての解釈について整理しなければならない」と、事務局として審議会に申し出を行いました。そこで、基本条例審議会委員の任期も最終年度となることから、平成25年度は審議会を6回開催して、まちづくり

基本条例の効果の検討や情報発信の検証、そして推進センターの方向性を審議すると提案を受けております。

大綱2点目、まちづくり推進センターのあり方でございます。5点ほどございました。

1点目、まず運営に関する手順ですが、まちづくり推進センターは住民の皆さんや地域活動団体などのまちづくりの担い手の知恵を生かし、参加と協働によるまちづくりを進めるために設置されております。推進センターでは、交流の促進、情報提供、まちづくり提案の運用などの事業を行いながら、住民等の柔軟な発想やフットワークの軽さ、行政の持つ信頼性や継続性を合わせた中間的組織による運営にしていくための人材発掘、人材育成をも模索しながら、推進センターを2年間運営してきました。昨年は職員を常時2名配置し、地域や各団体に直接出向き、活動の支援方法や団体育成のための方策、課題の抽出などを支援しながら、推進センター運営委託の可能性等も話し合うなど、取り組んでまいりました。しかし、「自分たちの活動の範囲での交流はできるが、推進センターの維持と他団体との連携、支援、情報発信を主体的に担うには責任が重い」との理由で、敬遠されているのが実情でございます。

そこで、市民活動を実践したいと考えている住民を対象に、地域づくり研修会を開催したり、NPO講座を開設するなど、将来の地域づくりのための人材育成を実施しているところでございます。今年度のまちづくり基本条例審議会の審議項目にも推進センターが入っており、業務の見直しを含めて話し合いを今後行っていくこととなります。推進センターの賃貸契約の切れる平成28年3月までに、できるだけ秋本議員の提案に近づけていきたいと考えておりますので、ご協力いただきたいと思っております。

2点目、「ともにつくる」という姿勢が見られなくなっているという点についてですが、まちづくり提案制度の運用方法についてのご質問と受けとめ、お答えいたします。

まちづくり提案制度は、議員のご意見にもありましたように、提案のプランをつくる過程こそ重要なことと捉えております。この制度を運用開始した平成23年度は、採択された提案はなく、ご指摘のとおり提案を出される前の段階で、できるだけ採用されるように十分に話し合いと提案者の考えを聞きながら調整作業をしたものの、提案者の熱い思いが先にあり過ぎて、それが「採択なし」の審査結果につながったものと感じております。関係課や関連団体への紹介を行い、その内容等も説明しながら、ともにつくる姿勢で対応してきておりますので、ともにつくる姿勢が見られないということではございません。

平成24年度は、提案者の熱い思いも頭に入れながら、提案しようとする方とは事前に何度も情報提供や相談を行い、よりよく実現できる提案になるよう修正を加えながら提案書を作成

し、3件の採択となりました。ともにつくった結果であると考えております。今後も参加と協働によるまちづくりに生かされるプロセスを大事に進めてまいります。

3点目、補助金を出して終わりではないかということですが、提案制度には2つございます。一つは意見提案と、もう一つが実践提案でございます。意見提案は、アイデアを提案していただき、町が実施するほか、関係団体に送付します。実践提案は、行政と提案者が共同で実践活動をしていくもので、これに採択されれば事業費の2分の1を町が補助金として交付したり、提案者がどんな役割を果たすのか、町の役割はどんなことになるのかなどを、提案制度担当者が調整役となり提案者と関係部署と調整を図り、より効果的に実施できるよう進めております。

提案者が町に求めるものとして、補助金の交付ということが大きな支援の一つになりますが、それだけではなく、備品の貸与、資料や打ち合わせ会場の提供、町内外への取り組みの周知など多岐にわたるものがございます。例えば、昨年度採択された上川名の写真集の発行については、写真収集や編集作業は提案者側で行う、資金の支援や資料の提供、周知活動は町が行うといった役割分担を調整し、実施しました。完成した写真集の取り扱いとしては、地域づくりに生かしてもらいたいとのことから、全行政区、槻木生涯学習センター、農村環境改善センター、推進センター、図書館、郷土館、槻木小中学校、柴田小学校へ配付しており、行政区を除き閲覧できるようにしております。また、新聞掲載や推進センターで発行している「ゆる。ぷら倶楽部」での紹介など、広報活動も行いました。他の行政区でも取り組んでみたいということが出てくるなど、少しずつ波及効果が出ていると感じております。継続的活動につながるような後押しになればと考えております。

4点目、採用されなかった提案の生かし方でございます。

提出された提案については、審査会において審査され、採用されなかった提案には実施が難しいもの、他の制度で既に実施しているもの、事業効果が低いと思われるものなどがありましたが、審査会では単に採否を決定するのではなくて、不採択の場合にはその理由を、及び採択されるためのアドバイスを行い、よりよい提案になるよう助言をしております。過去に不採択になった方も、再チャレンジに向けて相談に来ております。今後も提案というまちづくりの種を育てていけるよう取り組んでまいります。

推進センターと生涯学習センターとの違いでございます。

町民一人一人のライフステージに応じた生涯学習機会を提供するため、学習情報の発信と学習情報の提供等を行うところが生涯学習センターや公民館等の教育施設です。一方、推進セン

ターは生涯学習センターの機能と重なる部分がありますが、住民のちょっとしたアイデアを生かし、まちづくりの実践につなげたり、町内のまちづくりにかかわる住民活動団体や町内会、自治会といった地域コミュニティなどの活動支援や相談、情報収集や発信、人材育成や情報提供など、さまざまなまちづくり活動を行う個人や団体を支援、推進する施設としております。

大綱3点目、まちづくり推進センターの設置場所に関してでございます。

まず、なぜイオンタウン柴田に設置なのかを説明いたしたいと思います。

平成21年12月22日に住民自治によるまちづくり基本条例が制定され、条例に基づく考え方や進め方を踏まえた基本条例の実践と実証的事業を検討していた折、イオン側からテナント活用の提案をされたのが設置の発端でございました。会社としては、社会貢献、地域貢献活動、そして各種団体や町との連携による新たな事業展開の可能性への期待を込めての提案でございました。そこで、全課に関係する団体等で実現可能性があるのかの照会や、町内NPO法人へのヒアリングなどを実施しましたが、開設までの準備期間の不足、スタッフや収入源確保の課題があり、テナント活用が難しい状況でございました。

そこで、町としてはまちづくり基本条例に盛り込まれているまちづくり推進センターの検討を進めていたこと、にぎわいのある場づくりを模索していたこと、町の財政事情も考慮し、好条件の提示があったこと、企業とのパートナーシップに基づく協働の実践活動の観点から、町が直営で活用することを決め、現在に至っております。

イオンタウン柴田内に推進センターがある主なメリットとしては、ショッピングセンター内という立地条件から、場所がわかりやすく、平日、休日問わず日中から夕方まで人通りが多く、にぎわいがあること、ショッピング目的に来ている方でもふらっと立ち寄っていただける位置環境にあること、駐車場が確保されていること、何の気兼ねもなく来られる場所で、車のアクセスが容易であることなどがあります。

また、デメリットとしては、JR船岡、槻木、阿武隈急行、東船岡、各駅からほぼ中間に位置し、町なかからの徒歩によるアクセスが難しく、車でなければ行けない場所、民間施設への入居ということから恒久的に利用できる場所ではないこととございます。現在の利用は、あくまでも住民自治によるまちづくり基本条例が制定され、条例に基づく考え方や進め方を踏まえた基本条例の実践と実証的事業の試行を行っているとご理解いただきたいと思います。2点目でも答弁いたしましたが、まちづくり基本条例審議会において推進センターの仕事や役割の検討を本年予定しており、今後の委員会の審議経過を見守っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） いろいろご説明ありがとうございます。今、お話を伺いまして感じたこと、それは自治条例をつくる会として我々随分検討したんですけれども、その中で言ってきた情報というものと、行政がお考えになっている情報というものの質の違い、それがどうも表に出てきているような感じを受けます。

それで、質問として大綱の1のほうなんですけど、情報公開について、なぜ情報公開をするのか、これは基本的なことだと思うので、ここについてもうちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、なぜ情報公開はすべきなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。

やはり行政から出る事実の情報を、町民の皆さんの知る権利というような形で出すことが情報の公開だというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 知る権利が必要だから情報公開が必要だという話だと思います。そうすると、知る権利、それはまちづくりということに関係してくると思うんですけれども、行政で考えているまちづくりとは何でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 基本的には、住民福祉というようなところで地方自治法で言われている業務がまちづくりというふうな形になるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） これも最初から出発点が違うのかなと今感じておりました。というのは、自治条例をつくっていく段階で何回も話し合ってきたんですけれども、まちづくりというのはその地域をよくすること、それを全て総称してまちづくりと我々は考えておりました。ですから、そのまちづくりをするためにいろいろな行政機関もそうでしょうけれども、その地域に住む人たちも一緒にやらないとこれからのまちづくりはできない。そのために、一緒にやるために同じ情報がなければそのまちづくりが運営できないということから情報公開は必要だと考えていたんですけれども、この考えは、今の行政側の考えとは全く相入れないものでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 何ら不合理はないというふうに認識しております。

- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（秋本好則君） 不合理がないということは、否定はされないんですね。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然我々のまちづくりとか住民福祉の関係についても、そのようなスタンスの中で行政を運営するというような方針の中で進めておりますので、何ら秋本議員の発言するようなものに対しては意見を不一致するところはないというようなところですよ。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（秋本好則君） ありがとうございます。そうすると、ここに書かれている大綱のことについて一番基本的なことを今伺っているんですけども、そうすると今町長のほうで情報公開については決裁が終わって、その文書についてという話がありましたけれども、自治条例のほうからいっても政策の決定過程、そういったことまで明らかにするように条例のほうでは書いてあります。そういったことを文章としてではなく動きとして、文書決裁云々ということじゃなくてムーブメントとして考えていった、そういったことを今こういうことを考えていますよ、こういう形で行政は動いているんですよということを話をするとすることは、これはできないんじゃないでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。
- 町長（滝口 茂君） 292人が毎日業務に当たっております。毎日292人から町長が情報を受けるとするのは困難でございます。ですから、ある程度課の中でいろいろな調整をして、方向がまとまって、町長にある程度の説明ができるような段階、これは日々変わります。ですから、そこをいつの段階で町民にリアルタイムで情報を提供するか、物理的に無理だというふうに私は思っております。毎日の国の情報も、毎日新聞で出ているわけではありません。極端になってしまうんですね。ですから、ある程度まとまって、これだったら住民に意見を聞ける段階まで、それが決裁ということになりますので、決裁になる段階の各課の動きまで全て町長も把握できませんので、これが事実だということです。ですから、ある程度決裁になってから町長の責任としていろいろな今度は対外的な情報を、いろいろご意見を聞くという段階にならざるを得ないと。これは手続論の問題にもなるかと思えます。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（秋本好則君） これは町長の出前講座のときも随分話し合ったことなんですけれども、一般住民の方たちからすると、表に出てきたときにはもう全て決まっているという感じが、ど

うしてもそういうイメージになってしまうんですね。ですから、確かに無びょう性といいますか、ある程度行政が動くときに失敗を恐れるというか、一回言ったことをなかなか訂正できない、それはわかるんです。けれども、そうじゃなくて、ある程度そこまで踏み込むような形で、今行政はこういうことを考えていて、こういう方向に行く、ただ事務的手続、それは残っているかもしれませんが、こういうほうの動きになっているという大きな流れについて、これは毎日のことを全て言えと、そんなことを言っているんじゃないんですね。重立った、こういうふうな形で今町が動いていて、こういうふうなことを私は考えていますよ、そしてそれについて詳細はこれから考えていくんです、もうそれで十分だと思うんです。そういうことも我々は情報として当然開示されるべきだろうと考えていて、この条例をつくる会としては考えたんですけれども、それについてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 情報を町民にリアルタイムで、重要なことを選別してと言いますけれども、これを3万9,000人、赤ちゃんを除いて末端まで浸透させるにはリアルタイムではいきません。1カ月も2カ月も情報がいくまでかかるということもご理解いただかないと、ある一部の人だけ情報提供ということにもなりかねません。その兼ね合いが難しいということですね。さくら連絡橋を持ち出すまでもありませんけれども、いまだに正しい情報が伝わっていないのが実情でございます。ですから、重要な案件についてはある程度町民に知らしめて、議会に説明して、そして出さないと、無びょう性と言いますけれども一旦間違った情報が流れてしまいますと、それを訂正するのは相当困難でございます。ですから、情報の公開につきましてはある程度議会との兼ね合いもございます、そこをルールで決めておかないといけないのではないかなと。私は、議会に対しましては全員協議会に説明した段階で町としての意思を公に広報していきたいと、議会からもそのような方法に対する今のところ指摘がございませんので、重要な案件については全員協議会にお諮りした上で情報、それから対外的な情報、住民、関係団体から情報をとって、そして原案として議会にお出しをしていきたいというスタンスをとっております。それは議会と我々がきちんと決めないといけないと。ですから、秋本議員も今度は議員の立場でございますので、議会内部で町からの情報に対するある一定のルールをしていただかないと困るということになりますので、その点、今のやり方に問題があるとすればどの点なのか、議会のほうでもおまとめいただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今、大分具体的な話になってきたと思うんですけれども、確かに一つの

ことを末端というか一番最後の人まで正確に伝えるというのは非常に難しい話です。これは出前講座のときも随分話が出たんですけども、ただ難しいからといってやらなくていいということではないと思うんですね。何かの形でとにかく伝える努力をすべきだろうと思います。その努力を最初から、する前からやってもだめだよという形でやめてしまう、何か伝える方法はないのか、探る方法、それはこれからも大事じゃないかと思うんです。

それともう一つ、全員協議会のほうに話をすればそれはある程度決まったということと言われるんですけども、全員協議会に言った話を行政として住民にどう伝えていくのか、そのやり方はこれまでどおりでいいのか、そこについてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ちょっと誤解があります。全員協議会で決まったということではありません。全員協議会はこういう動きをしていますよと、スタートアップだというふうにお考えいただきたい。一応議会に説明したので、対外的に説明していきますということですね。それで、実際に今度は広報しばたに載せたりするわけですね。出前講座でも取り上げますよと、住民懇談会もやりますよという流れでこれまでやってきました。その点に関しまして、議会のほうでも今度は実際に議案となれば一般質問等で議論をすると、このようなやり方に対してどこに問題点があったのかということは議会のほうからご意見をいただきたいと申し上げました。ですから、全員協議会というのは議会の議決ではなくて、一応全員協議会にお話ししたら対外的にこれが原案ですよと、それが何か行政が提案するとそれはもう初めから決まっているんだみたいなことを、それは住民のほうも考え方を変えていただかないといけないと。柴田町は原案はもしいい点があれば直すと、直して議会に提案して、議会でもおかしいということは修正してやぶさかではないと、この議会でもやっております、現に住民自治によるまちづくり基本条例も議会の修正で成立した経緯がございますので、必ず行政が出せば決まったんだということではないというのも議員として町民の方にお伝えいただかないと、役所が提案するのは皆決まったと、そうすると自分たちが参加しないんじゃないかということになりかねません。ですから、あくまでも案でございますので、積極的に住民懇談会に参加してご意見をいただくということも大事ではないかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 情報公開のやり方について、るる述べてきたんですけども、我々の議会のほうでも議会懇談会、これから考えておまして、私も委員でやっておるんですけども、そこで出てくる話といいますと、「毎回出てくる人は同じだよ」と。そして、そこでどう

やってお話を伝えるか、それが非常に難しいという話は、多分行政の懇談会でも同じことがあるんじゃないかと思うんですよ。そういったときに、それを打破する方法としてどのようなこととお考えになっているのか、その辺を1点お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 時差的に新しい情報を出したいんですが、なかなか伝わらないということで、やはり町からの広報紙、もしくはお知らせ版、そしてある一定の方はホームページ、そういうような手段しか今のところは原理的には考えつかないというのが現実です。広報紙は全戸に配付という原則がありますので、まずそこである程度の情報を町から発信する、そこで町民の方はその情報を吸収していただくというような、それが今のところの出し方かなというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） それと、先ほど町長のお話のところ、全員協議会に話をしたことを住民に伝えるということなんですけれども、まずその基本的なことについて再確認したいんですけれども、行政の情報を住民に伝えるという義務、情報公開、あるいは伝えるということ自治条例でも言っておりますけれども、これは一義的に行政が行政の中身を伝えるということではないと思うんですが、それはそのとおりですね。情報伝達、公開する義務というのが行政にあるということですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 公開する義務がございますので、柴田町が公開するスタートになるときには、一応町長が各課の決裁をした段階から公開ができるというのが一つ。それから、全て全員協議会にお話しできませんので、重要な案件、議会の議決案件についてはとにかく全員協議会にこういう動きをしていますと、これから対外的にいろいろな住民の情報を集めます、最終的には議会に提案しますというのは、全員協議会に説明した後にするというのがこれまでの流れでございました。ですから、途中段階でいきますとやっぱり混乱というのがあるんですね。正しい情報を伝えた、次々に出していくのは構わないんですが、それが間違っていたときに次の情報が同じ人、変えてくれないんですね。あるときは忙しくてもう次の情報が。ですから、このタイミングが難しいというのが情報共有の一番の悩みの種だということでございます。ですから、基本的には広報しばた、議会だより、これは最低限読むのも情報公開、情報共有の住民側の責務ではないかなというふうに私は思っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かにその情報をどういうふうに伝えていくのか、そしてそれをどう了解していただくのか、これは非常に難しいことで、どこでも正解というのではないと思うんです。ただ、いろいろなどころで見えてきて、私たちもいろいろ勉強してきたことの中に、例えば町民会議、市民会議というのがあると思うんですが、そういったものとか、例えばパブリックコメントだけじゃなくて公聴会、あるいは市民パネル的な一定の人間というか住民を、有償か無償かは別なんですけれども、そういった形である程度アトランダム的にお願いして、その方の意見を聴取するとか、そういったいろいろなやり方があると思うんです。例えば、実際に行われているものとしてドイツではブランセルという形で25人程度集めて、この方は有償なんですけど、そういった方を選んで、その方々と直接話し合っって意見を聴取するというやり方も、これは実際に行われております。あるいは、アメリカで行われているプランニング・フォー・リアルという、そういったやり方、ほぼ同じようなやり方なんですけど、サンプリングではないんですけどもそういった形で一定の方々の意見を聴取するという、そういった具体的な方法もあるように聞いているんですが、そういったことは全然お考えになっていないんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） かかわっていた秋本議員ですのでおわかりだと思うんですが、実は住民自治によるまちづくり基本条例をつくる時に、議会と執行部で意見の対立があったのは、特定の人たちが住民代表として条例をつくるのはいいけれども、それが住民代表である我々との兼ね合いはどうなるんだというのが一番最初に否決された要因でございました。ですから、特定の人を公平に選ぶというのは実は大変難しいというのが今の考えです。まだそこまで成熟していないということですね。今回の住民投票条例でも、審議会の委員5人を選ぶお話があったので詳しくはまちづくり政策課長から状況を説明しますけれども、公平に選ぶと、中立的に選ぶというのは大変難しい。学者の方々も、中立的に物事を考えている人はいないんですね。どちらかに偏っているんですね。ですから、まだ成熟していない段階で特定の人たち25人を選んで、それが住民の声と果たして町民がそこまでいってくれるか、そこが問題だと。もちろんそのような方向は目指しますけれども、ですから議会は選挙で選ばれた代表でございますので、議会のほうがきちんと住民の声を聞いていただく、こちらが主で25人の選んだ方が、これは執行部サイドの意見の具申ということであれば議会との折り合いもつくのではないかな、これは大変重要な案件でございます。あくまでも代表を選ぶというのは町長が選ぶんですから、後で必ずどういう基準で選んだとか、私利的に選んだのではないかと、ですから私は選挙という

公平な立場で選ばれた議員がやっぱり最終的には住民の声の代表であるというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） ことし4月に制定されました住民投票条例の審議会というようなところで、住民発議の中で出てきた場合、5人の審査員を選考してその判定に当たるというようなところで、当初審議会の中では5人とも柴田町に住民票を置かない方が適正に判断できるのではないかとというようなところで審議を進めて、5人というような選択をさせていただいて、議会のほうにも説明させていただきました。しかし、現実的にまた会を重ねるごとに話し合いをする中において、やはり地元のこと、つまりは住民が加わらないものに対して適正な公平な判断ができるかというようなところで、やはり柴田町以外に住所を有する方だけではなく住民もその中に入れるべきじゃないかというようなところで、今その辺の話の整理をさせていただいているというようなところで、特に本当にワーキングの中で、誘導するわけではないんですが公平さというようなところではかなりやはりその選択は難しいというのが現実です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 確かに難しい提案で、結論が出ない話を言っていることは十分承知しているんです。けれども、ここをうまくやっていかないとどうしても住民意思というものと行政のあり方が乖離していても気がつかないということが起こり得ると思うんですね。だから、そういったことがなるべくないような形で、住民意思に沿ったまちづくりをするため、まちづくりというのは先ほど言いましたように柴田町をよくするためのこと全てを言っているんですけれども、そういったことが行われるような方向づけで、ぜひ諦めることなく手段を考えていただきたいということで、第2問のほうに移らせていただきたいと思います。

先ほど、推進センターについては住民主体の運営にする手順という形で、職員が2名張りついているという形と聞いたんですけれども、職員2名が張りつくことが住民主導になっているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には、推進センターについては公設民営の考え方です。その民営の人材をいかに地元から発掘するかというようなところで、去年は2名の職員を配置して、いろいろ地域、団体にお話をかけたり、相談を持ちかけていたというような状況です。

- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（秋本好則君） 民営というやり方、外部から見ていると、提案制度をやっていたときにとにかく書類をどんどんどんどん出していくと。それで、書類ができたなら終わりというような感じを受けるんですね、イメージとして。そうすると、例えば民営という形でそこに住民のグループが入って行って、住民対住民という話し合い、それが本当の推進センターのあり方かなと思うんですけれども、それがこれから見られる形になっていくんでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 私自身、実はまちづくり基本条例の中で推進センターの業務の中に提案制度を入れたというのは間違いではないのかなというように、この2年間で考えております。提案制度というのは、町の行政に大きくかかわるまちづくりです。それに対して、町が責任を持ってやっていくというような形なものですから、基本条例の中でにぎわいとか交流というようなことを考えれば、提案制度というのを切り離した中で運営するべきなのではないかなというふうに考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（秋本好則君） 今の言葉なんですけれども、その提案制度という考えが条例をつくる会として考えていたときとちょっとずれている感じがするんです。というのは、まちづくり、いわゆる住民活動団体の支援、住民活動団体のコンセプトを上げる、イメージを上げる、やり方をもっとやりやすくする、そのために提案制度というのを考えているのであって、補助金を出すために提案制度というのを考えているんじゃないと思うんです。ですから、例えば条例の中では提案されたグループ、それが一括として一堂に会してプレゼンテーションするというようなことをうたっているんですけれども、それがどうも見られないような気がするんですね。だから、例えばいろいろな話し合いがあって、こういうまちづくりができます、そうしたらそこにいろいろなバックアップなり、こういう情報を出すということも、これも十分な支援だと思うんです。補助金を出すことが全てではないと思うんですけれども、その辺の違いはありますか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 提案制度のいろいろな形で提案をいただいて、相談も受けております。ただ、現実的に提案者から聞くところによりますと、活動するにはまず資金が必要だということです。きっかけづくりの資金です。そういうようなところで、町からの支援をいただければいいと。そしてあと意見提案ということで、アイデア提案もいただきます。

その中には、町だけではできない規模の大きい、金額にかえられないアイデアもあります。そういうように、提案の内容も質もいろいろ町民の考え方も違っているというようなところがあります。ですから、全てにおいて資金だけというような考え方ではなく、いろいろな機会を通じて支援のあり方は考えております。例えば会議室、印刷機借用とか、いろいろな団体の調整とか情報を出したりとか、そういうような役割はさせていただいているというふうに考えております。あくまでもお金だけではないということです。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今のお話も、ちょっと同じ形で、例えばお金だけじゃないと言いながらプリンターとかそういった印刷物を使いますよ、私たちが今言っている「ともにつくる」というのは、一緒にプランをつくるという、例えば活動するときにもまちづくり推進センターの方が入って、いろいろなアドバイスをしながらともにある程度、全てが100%できるとは限りませんが、「ともにつくる」というのは一緒にやれるということがどこかあるんじゃないかなと思うんですけども、そこについてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほど町長の答弁でも申し上げました一つの事例として、上川名の写真集の事例をお話し申し上げました。そのような形で、役割分担しながら、一つのまちづくりを推進してきているというようなところですよ。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 今のお話の中から聞こえてくるのは、一緒にやりたいということが何かあるんじゃないかなと思うんですよ。ただ、今ここにセンターの条例というのがあるんですが、これちょっと私読んでみてびっくりしたんですね。柴田町まちづくり推進センター条例という形で、推進センターの中身、運用について書いてあるんですが、最初に趣旨とか設置場所、これについて書いてあります。それについてはもう当たり前で、いいんですけども、その次にいきなり制限して、できないことというのが書いてあるんですね。こういうことができます、こういうことができます、こういうことができます、もう3条にそれが書いてあるんです。そしてその次には、それをやったらどうするか、原状回復しなさい、書いてあってそれで終わりなんです。一緒につくるとか、一緒にものを考えていく、そういうところが見られない推進センター条例になっているんですけども、これをつくるときにそういった「ともにつくる」、あるいは一緒に住民と考えていく、そういったことにしようというコンセプトはなかったんでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 今、推進センター条例をお持ちだというところで、利用制限があります。これはまちづくりを進める個人、団体の基本的な社会マナーを言っていると思います。そういうようなことで、社会規範性のない方がまちづくりに努められるのかというようなこともご理解願いたいと思います。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（秋本好則君） 確かにある程度公的な場になりますので、そういった制限があることは十分承知しているんですね。けれども、それを乗り越えた上で、よくいろいろな歴史小説なんかを読みますと、制限、例えば条例をつくる時にこれはできない、これはできない、これはできないという形の上限はあると思うんですけれども、逆にこれはできますよ、これはできますよ、こういうことがやれますよという、それも一つのつくり方だと思うんですね。どちらのほうでマインドアップできるような条例なのかということを私は問うているんですけれども、どうでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然そういうような形で、秋本議員の求めるようなことを明示すればよろしいんでしょうけれども、現実的には初めての実証ということで、県内の中でも仙南の中でも事例がまず乏しかったというような中において、よい点を網羅するというのはまず困難ということで、今後5年間の実証実験の中というか、今やっている中でやはり今後検討すべきなのかなというふうに思っております。先ほどお話申し上げましたように、最終的にやっぱり民営の方向に推進センターを持っていかなければならないだろうと、そういうような条件の中で今検討をさせていただいているということです。
- 議長（加藤克明君） 総務課長、答弁。
- 総務課長（水戸敏見君） 今の推進センター条例の話、法制の問題ですので、かかわりのある総務課のほうからお話ししますが、推進センター条例についてはその上位法については基本条例になっていますので、いいところについては全部準則します。そこに書かれていないさまざまな制限の部分を書いたのが設置条例というふうにご理解いただきたいと思います。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（秋本好則君） 確かに法理論、法の立場からするとそうなんですけれども、実際使うほうからするとこれはできない、これはできないと頭から言われてしまうと、何かやりにくいなと思ってしまうところが事実だと思うんですね。そういったところを少し考えていただくと大

変助かると思います。

それで、同じ推進センターの提案制度なんですけれども、先ほど言いましたようにいろいろな提案があったとき、その方々が一堂に会してプレゼンテーションするなりするほうがいいんじゃないかということで条例のほうはつくっているんですけれども、いまだにそういった形にはなっていないんですね。それで、なぜ一堂に会することが必要なのかといいますと、自分たちの考えていた違う視線が、同じまちづくりでこういうグループがあるんだということがわかってくると、自分たちのまちづくりに対しても刺激になるわけです。そして横の連携がとれていくという形の仕組みになってくると思うんですね。それが今の形でいきますと、個別に対応されているものですから、お互い提案された方々、それらの横の連絡がとれていないという形が今行われているんです。それを一堂に会してプレゼンテーションするなり何かする形で横の連絡をとるといことは考えておられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的に、提案制度自体申請する方は時期的にばらばらです。それで、早く実施したい方もおります。その方を、2人、3人提案されるまで待つというような時間的な余裕もまず出てこないだろうと。実践したい方は、時間を置かないで早目にまちづくりに貢献したいという意欲がある方なので、その辺は全てまとめてやるということは困難ではないかと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） この中の4番目で、採用されなかった提案をどう生かしているかということについて、審査会の結果について十分伝えていきますよという話があったんですが、この中で今まで見た中で、例えば工業会のほうで柴田町の町内企業めぐりとか、そういった一つのプランを出しているんですね。それについていろいろな日本全国の中身を見ると、岡谷市というところでほぼ同じようなまちづくりが行われているんです。これは、その町内にある産業を売り物にして、そして地域づくりを興していく、岡谷市というのはいろいろな企業が集まってきている町なんですけれども、そうしたところで自分のところを出しているもののミニチュアをその場で作ってもらえるようなコンセプトを考えながら、一つのまちづくりとして、これは観光として十分成り立っている形なんですね。ですから、観光というのをこれから考えていったときに、物をつくって、見せ物をつくって呼ぶというのはもうだんだん変わりつつあるということは、いろいろなところで指摘されているんです。その町全体を楽しむ、町をそのまま楽しむということで、産業というものを一つの売り出しにしているという実例でもあるわけです。

ね。それが今回採用されなかったと思うんですけども、そういったところできらりと光るものが必ずあると思うんですよ。それをどういうふうな形で生かされているのか。審議会のほうで、こういう結果でだめだったよという結果を教えるんじゃないかと、それをストックしておいて、自分のところでそれを宝として使えるんじゃないかなということで聞いているんですけども、そういった考えはないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然そういうような形のよいアイデアについては、町としても活用させていただきたいというふうには考えております。ただ、今回工業会の審査の関係があったんですが、これはあくまでも不採用ではなく再審査というところで、1回だけのイベントだけじゃなくて、年間を通じて役割を決めながら実施したほうがいいのではないかと、いうようなところでの再審査ということで、工業会さんの役割をもう少し明示していただければいいですよという形での再審査ということでの回答を申し上げておりました。それで、毎回審査会ごとに、再審査ですからまた再提案があるのかなというふうには期待は持っているんですが、今のところまだ来ていないという実情です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） この提案制度というのは、先ほど言いました、私が言っているまちづくりというのは地域をよくするという意味のまちづくりなんですけれども、そういった形の一つの手段に十分なり得ると思うんですね。これをどうやって生かしていくかというのは、今の状況でだんだん考えながら少しずつ変えていけばいいと思っておりますので、現状の形、それを少しずつでも改善していくようお願いしたいと思います。

それで、第3問について1つお聞きしたいんですが、先ほど課長のほうからも提案制度がまちづくり推進センターでは間違いじゃないかというような話があったと思うんですけども、確かに推進センター、これは提案制度の維持、管理、それとまちづくりそのもののお手伝いという形の2つの面があると思うんですね。そういったときに、先ほど言いましたように例えば小学校区単位ぐらいについて一つのコミュニティをつくって行って、そこでそのまちづくりを推進するというような一つのやり方というものもこれから十分考えられるんじゃないかと思うんです。面識社会、1人の人間が人間として認識できる一つのグループなんですけど、これが大体7,000人から8,000人ぐらいが限界だと言われております。柴田町の小学校区を見ると、ほぼそれに匹敵するんですね。そういったところで、そのまちづくりを推進するような機能、それをまちづくり推進センターからそちらのほうに移して行って、地域の方と一緒にそれを運営してい

く、それこそ民営になると思うんですが、そういった形もこれから視野として入れておくべきじゃないかと思っているんですが、そこについてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然そういうような考え方は将来的には持っております。1カ所ではまちづくりは推進しないと思います。これから少子高齢化ということで、高齢者の人をいかに外に出すかということを考えれば、秋本議員の提案されるような、地域に開設すべきだろうと。そうした場合、公営で運営というのは難しいだろうと。要は提案制度の推進が基本条例の中に入っておりますので、その部分が各地域のそういうようなコミュニティのところで担えるかというようなところがちょっと心配だというようなところがあります。あくまでもこの提案制度というのは、各種団体にも聞いたようにかなり重い責任の中で支援をするというような、その判断基準がかなり負担になるというのが現実に声を聞かされておりますので、その辺もことしの審議会の中で審議をしていただくテーマの中に入れてあります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） また話がもとに戻ってしまうところがあるんですけども、そのために推進センターではまちづくりをやる人づくりをやっていく、そして提案制度をもとにして人の発掘をしていく、それが推進センターの大きな大きな役割だと思えますよ。そういったものがある程度煮詰まってくると、それが地域に根差した形になると思えますけれども、今民営化もこれから考えていく、職員2人がついていたけれどもこれから出ていく、そのときに人づくりというのはどういうふうな考えでおられるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は平成25年度からスタートアップというようなところで、今まで提案に対して2分の1の財政支援を行っていました。やはり新しい団体についての芽を出すためには、10割補助、少額補助を提案制度の中で取り入れようというようなところで、3万円まで町がその提案の趣旨、実行していただくための事業費として負担をしましょうというようなものを25年度の提案制度から実施しております。こういうような形で、まず新しい人材というか、やる気のある人たちを発掘していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） ぜひぜひそういった形で人材発掘なり、それを進めていただければと考えております。

それで、これはちょっと趣旨から外れるかもしれないんですけども、今までの議会の審議

状況を見ますと、水戸議員あるいは佐々木議員からも話が出ていた地域の地域計画についてなんですが、非常に荷が重いといいますか、大変な形で、42いろいろ出てくる。それがまちづくり条例でいくと総合計画にリンクするようなスタンスになっているんですけども、その中でワンクッションとして先ほど出たような小学校区単位の一つのワンセクションあるような推進協議会的な、ちょっとわかりませんが、そういったグループでそこで集約をしていって、全体計画に反映させるという形も必要な手だと思うんですけども、そういったことも将来は必要だとお考えだったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 現実の姿として、組織的なものをお話ししますと柴田町は町内会というものがございます。本来であれば町内会が自立して全てやればいいんですが、なかなか難しい状況にありますので、地域計画をつくって、地域の課題をみんなで出し合って、そしてその担い手、人材育成ということかどうかわかりませんが、自分たちでやっている人がふえていることは私は確かだというふうに思っております。その町内会、自治会のその上で、コミュニティ単位に実はふるさと推進協議会という3つの協議会が柴田町にはあります。そこではスポーツ活動、文化活動を中心に活動しております。そのふるさと推進協議会、今回の地震で船迫地区はもう一歩進んで防災関係もこのコミュニティ組織でやったと。できれば、そういう仕組みを既存の組織の中で充実させていって、将来は区長さんをお願いしているんですから法的に地域自治区というものの発展性も考えております。まだこれは町長の頭の中ですけれども、それと違ってコミュニティ、このまちづくり推進センター、そういう地域をちょっと離れて、そして同じ志を持って町を元気にしようという、この2本立ての組織体制で進めていけば、地域の中からいろいろなアイデア、活動、町が元気になる道具がそろわないかなというふうに思っております。残念ながら、両方とも今見直しがかかっている状態というのが実情ではないかなというふうに思っております。

この関係と、もう一つは最後には議会の関係があるんですね。提案制度も全て予算と。最後には職員2人しかおりませんので、提案が次々次々出されてきたときに内部に入り込んでということはなかなか難しくなっておりますので、その兼ね合いですね。最終的には予算なんかも議会の議決を得なければならぬと、町長もそういう苦しい立場にあります。ですから、議会と住民と我々行政と地域自治区が本当に最低限ここだけはというルールづくりをして、決めたルールは守っていくと、お互いにそこを決めていかないとなかなか、頭ではいいことはできるんですが、実際現場に落としてみるとなかなか機能が遅々として進まないとは言いません

ん、なかなかスピードが増さないというのが実情ではないかなと。ですから、コミュニティ単位には既存のふるさと推進協議会が3つ、柴小地区、東船迫小学校地区、船迫地区にあるということもご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 大分時間がなくなってきたので。確かに今まで42行政区ありまして、行政区ごとに今動いている状況、これではちょっと全体として統一がとれなくなるんじゃないかな、これは各議員さんみんな同じ趣旨から質問されたと思うんですね。そういった形で、地域ごとにぜひ考えていただきたいというふうに考えております。

それと、今までまちづくり推進条例についてセンターも含めましていろいろ見直しをするべきではないかという立場から話をしてきたんですけども、最後に条例の審議会、審議会条例について、今いろいろな提案がありますというお話を伺ったんですけども、基本条例の審議会条例のところに「この審議会は、町長の諮問に応じ審議します」というふうに書いてあるんですね。そうすると、まちづくり推進条例のほうでいくと主体的に考えていって、この条例がどこがうまくなかったのか、どこを直せばもうちょっと機能するのか、それを自主的に考えていく立場としてこの審議会というのを考えていたんですけども、今実際にでき上がっている条例の審議会、これは同じものとして考えていたんですか。それとも、名前は同じなんだけれども違う組織として考えておられたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には、審議会というのは365日活動をしていただくというような制度の組織ではないということをもとにご理解いただきたいと思っております。ある程度まちづくり基本条例に基づくまちづくりの検証というようなこと、課題を見つけるというようなことについては、もう当然設置のときから、委嘱したときからまず一つの任命権というような形でご理解をいただいているというようなことがあります。ただ、基本的には平成22年4月に制度設計がされて、条例が通りました。その中に、委任規則という形で推進センター提案制度とかいろいろ、住民投票条例、そういうようなものも全て委任規則としてまだ形ができておりませんでした。まず、制度設計の中でやはり基本となる形を審議会の中で今回まではつくらせていただいたと。あとの残りの1年間で、今までの検証をしていただくというような形で、まず4年間の任期の中で活動をまとめさせていただければというような形では考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（秋本好則君） 大体趣旨はわかったんですけども、あくまでこの審議会というのは条例全体を見直して行って、どこを直せばいいかというのを審議していく、確かに365日毎回動いているわけじゃないのもわかります。ただ、自主的に動くということも必要だと思うんですね。審議会として「町長の諮問に応じ」ということは、町長が諮問しなければ動かないということに逆になってしまいますので、そうじゃなくて自主的に判断して自主的に動けるという、ぜひそういう機会にさせていただいて、不足があればどんどんと直していただくという形を考えたいただければありがたいと思ひまして、この辺をお願いいたしまして、終わりたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） これにて4番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

再開は10時55分。

午前10時42分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番佐々木守君、直ちに質問席において質問してください。

〔10番 佐々木 守君 登壇〕

○10番（佐々木 守君） 10番佐々木守です。大綱3点、質問させていただきます。

第1点目、介護保険「軽度」分離について。

厚生労働省は、介護の必要性が低い要支援1、要支援2と認定された人向けのサービスを、将来は介護保険制度から切り離すことも含めて、見直していく方針のようです。これは、増加する介護費用を抑制する必要があるためで、市町村によるサービス提供が受け皿になるか検討し、年内に方向性を取りまとめる考えのようです。

このような制度になるとした場合、町はどのように対応していくのか伺います。

1) 介護保険制度から外すことについては、軽度者の切り捨てになるのではと心配されているが、町の考えは。

2) 政府の社会保障制度改革国民会議における論点整理で、軽度の高齢者は保険給付から市町村事業に移行すべきと提案している。町として対応は難しいと思うが、町としての考えは。

3) 市町村の負担軽減として、ボランティア、NPOなどを活用して、柔軟、効率的に運営

できると提案しているが、町はこの方法で負担が軽減できると思うか。

4) 町としては、年々負担が増加していく介護保険にどのように対応しようとしているのか。

大綱2、年金受給開始年齢引き上げによる雇用の確保を、どのように対応しようとしているのか。

60歳定年から段階的に引き上げられてきた定年制は、いよいよ今年から65歳となり、年金受給開始年齢も引き上げられました。政府は、法律により65歳まで希望する者は全て雇用すべきとしていますが、実現できるのでしょうか。健康状態により働けない方も出てくると思います。定年まで同じ企業で働けない方々の雇用対策を、どう検討されているのですか。

1) 60歳から64歳の全人口に占める就業者の割合は57.7%となっており、42.3%の方が非就業者である。当町の割合はどうなっていますか。

2) 健康上働けない方への支援はどうなりますか。

3) 働きたい方への雇用対策は検討していますか。

4) 町内の各企業の定年退職制度は、65歳年金支給開始により変わったか。

大綱3、(仮称)船迫こどもセンター新築工事について。

子供の健全育成や子育て支援センターを併設している児童館の機能・設備を充実させた(仮称)船迫こどもセンターを整備するとしていますが、具体的に説明してください。

1) 町内全体のこどもセンターなのか、それとも船迫地区のこどもセンターと考えればよいのか。

2) 子育て支援センター併設とあるが、これも町内全体と理解してよいのか。

3) 運営について民間委託を考えているのか。その場合、株式会社も含むのか。また、どのような民間団体を想定しているのか。

以上です。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 佐々木守議員から、大綱3点ございました。

1点目、介護保険の関係で4点ございます。

1点目、介護保険から軽度者を外すことについてでございますが、平成25年4月22日に開催された政府の社会保障制度改革国民会議の論点で、介護保険制度の安定的かつ持続的な制度の構築を図っていくため、保険制度の重点化、効率化をするとともに、給付範囲の見直しとして

「軽度」の切り離しの可能性が示唆されました。これから社会保障審議会の介護保険部会で論議が行われ、年内に方向性をまとめるというものでございます。

例えば、要支援の介護予防事業を介護保険制度から切り離し、町の事業として取り組むのであれば、国保の補助率や県、町の負担割合などの財源問題、また事業内容で市町村ごとのサービスに格差が生じることも予想され、各種事業の受け入れ体制が整うのかの心配もあります。

また、要介護認定をどのようにするかの問題があり、要支援の認定を介護保険外で認定することは、新たな経費の負担となり、介護保険制度との整合性を図ることの難しさがあるものと考えます。軽度の方々への介護予防サービスが現行の保険制度とはかけ離れたものと想定されますので、新たに生活援助が必要となる要支援者の方々への事業を創出する必要性が出てきます。それらを補うための地域での支え合いや、介護ボランティアなどを制度化する必要があると考えます。

2点目でございますが、政府の社会保障制度改革国民会議での論点、軽度の高齢者は保険給付から市町村事業に移行したい考えですが、町として対応が難しいと思うが町の考えは、についてですが、1点目で申し上げましたが、受け入れ体制の問題と、また要介護認定の課題があるものと考えます。

3点目の町の負担としてボランティア、NPOなどを活用してということですが、要支援へのサービスをボランティアが実施することは、サービスの安定性や公平性に問題があるものと考えます。また、NPO法人などの活用は可能ですが、現在の介護保険サービスと同等のサービスの提供はできない上、事業を委託するならば大幅な経費の低減にはならないものと考えます。

4点目、増加する介護保険についての対応です。

現行の介護保険制度のままでは、高齢者の保険料が増大し、将来的には月当たりの保険料の平均が8,000円を超え、年額にして約10万円程度になろうかと思えます。このことから、低所得者の高齢者には大変な負担になるものと思えます。介護保険制度を安定的かつ持続的なものとしていかなければなりません。保険料に係る負担の増大を抑制するためには、さらなる国費負担の拡充、利用者負担等の適切な見直し、従事者の確保などが不可欠と思われまます。また、地域包括ケアシステムの推進のため、具体的な仕組みを明らかにしていく必要があります。あわせて、地域介護力を向上させる施策を考え、実践していくことが必要となります。住みなれた地域で生活を維持できる施策として、地域での高齢者の見守り事業や介護保険ボランティアポイント制度、健康づくりポイント制度などの介護予防を展開し、介護保険の利用を軽減させ

る施策を検討していきたいと考えております。

年金受給開始年齢引き上げによる雇用の確保問題で、4点ございました。

1点目、議員質問の就業者の割合は、総務省の労働力調査で平成24年度中における60歳から64歳の就業率が57.7%というものです。労働力調査は、一定の統計上の抽出方法に基づき、選定された方々を対象に地域ごとに毎月調査しているものでございます。調査は全数調査ではないため、柴田町の就業率は公表されていませんが、平成22年度の国勢調査の結果から算定してみますと国は56.3%、宮城県は53.8%で、柴田町は45.9%と国や県より低い数値となっております。

2点目、働けない方への支援です。

若者から高齢者まで、年齢に関係なく心身の健康上の理由により働くことができない方がおります。健康上働けない方の支援制度としては、健康保険の疾病手当金、雇用保険の疾病手当、職業訓練期間中の生活保護給付等の雇用のセーフティネットや生活保護等の社会保障制度などがございます。

3点目、働きたい方への雇用対策。

公共職業安定所、ハローワークでは、企業が60歳から64歳の高齢者を一定の要件を満たして雇用した場合、国からの助成金を受給できる制度を設けています。宮城県においては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律や、シルバー人材センターに関する情報提供、高齢者雇用関連情報の紹介を行い、雇用、就業支援を行っています。

仙南地域職業訓練センターでは、宮城県からの委託を受け、再就職促進訓練を開催して、再就職率の向上に取り組んでいます。柴田町シルバー人材センターでは、高齢者の高い就業意欲と長年培ってきた知識や経験、能力を生かすことができる就業機会の確保に努めております。町では、これからも関係機関と連携を図りながら、制度の周知に努めてまいります。

4点目でございますが、年金受給開始年齢の引き上げに合わせ、高齢者等の雇用の安定に関する法律により、①定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかをとることが企業に義務づけられています。ハローワーク大河原では、平成24年度に制度の説明と就業規則の見直し依頼のため、大河原管内、白石管内の31人以上の従業員のいる企業140社程度を訪問しています。現在は、その後の状況を確認し、結果を取りまとめているところでございますが、定年の引き上げを選択する企業に比べ、継続雇用制度導入を行う企業が多いという状況でございます。

なお、商工会では昨年120事業所にアンケートを行い、うち83事業所から回答をもらいまし

た。結果は、60歳以上雇用事業所数が39事業所、60歳以上の雇用予定事業所数が22事業所、合計すると61事業所で73.5%となっています。このことから、町内の事業所では高齢者雇用へ向けた対応が進んでいると思われます。

大綱3点目、船迫こどもセンター関係でございます。3点ございました。

1点目と2点目、船迫こどもセンターが町全体のこどもセンターなのか、それとも船迫地区のこどもセンターなのか、併設される子育て支援センターも町全体の施設と理解してよいかについてでございます。まとめてお答えいたします。

(仮称)船迫こどもセンターは、児童館、子育て支援センター、子育てボランティア団体等の活動交流拠点機能を持つ複合施設として、一体的な整備を行います。

児童館につきましては、子供たちが安心して放課後を過ごすことができる場所として、遊びを通して体力増進を図る機能を有する多目的ホール等を備えた児童センターとして整備し、さらに中高生が利用しやすいよう学習室などを設けます。主に船迫小学校区児童が利用するものと考えております。

子育て支援センターについては、町内の子育て中の親子の交流促進や育児相談、育児に関する情報や子育てに関する講座などを提供します。また、ファミリーサポートセンター事業も実施し、柴田町における子育て支援の拠点として整備を図るものです。

(仮称)船迫こどもセンターは、柴田町の中央児童館的機能を有し、槻木児童館、三名生児童館、西住児童館と連携し、子育て支援の中核となる施設として運営をしております。

3点目、民間委託の問題です。

センターの運営については、児童館と子育て支援センター、子育て団体の活動交流拠点とした複合施設となり、子育て支援の豊富な知識と経験が必要となることから、町が継続して運営をしております。児童館は、児童の健全育成を目的とした児童厚生施設であり、その運営に当たっては一定の資格を有する職員の配置が必須と定められています。本町においては、児童館が地域の子育て支援拠点としての役割を果たし、安定的に管理運営ができる能力が必要と考えております。県内では、仙台市などが指定管理者として公益財団法人やNPO法人に児童館の運営管理を委託しています。今後、本町における民間委託について、先進自治体の運営状況などを調査し、検討をしております。

以上でございます。

○議長(加藤克明君) 再質問ありますか。どうぞ。

○10番(佐々木 守君) 介護保険制度がこれから大きく変わるのかどうかということが、今社

会保障国民会議で議論されているところでございますけれども、私の意見としては町でいろいろな事業をやっていくというのはかなり難しいものがあるのかなというふうに考えています。今町長からの答弁にもありましたけれども、やはり軽度の方々を分離してやっていくということは大変なことだと。私もそう思います。そういうことになりますと、要支援1、2の方々をこの社会保障制度から外さないようにという形のもの、これを県や国に訴えていかなければならないと思いますが、現段階ではそういう作業はまだされていないと思いますけれども、実際に行動に移されているのでしょうか。お伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

議員ご指摘の件、心配されていることについては、私どももそういう心配をしているところでございます。国の情報、または新聞報道でも上げられていますが、そういうことに関心を持って、見守っているところであります。

要支援の切り離しということについては、文言はそのようなんですけれども、保険給付の制度から外しながらも、その受け皿をどのようにするか、国の議論でも市町村事業という意見が出ております。市町村事業でその受け皿となって対応できるものかどうか、そういうものもまだまだ不安定な未確定要素がございます。今やっている保険給付の事業費を全て町がやろうとすれば大変な負担で、現実的にできるものではありません。これに対して、国なり県なりの補助金とか、また介護保険料の充当なりができるものかどうか、そういう事業モデルなんかもまだ不確定でございますので、そういうものも含めて受け皿となる町の事業にどのように転換していくかということも、国のそういう動きを、議論を見守りながら、考えていきたいと。ただいまの時点では、この前の新聞報道なり国のホームページ等で情報を見ただけですので、国、県への働きかけはまだ行っておりません。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 2012年の12月末現在で要支援1、2で約150万人、介護費用を占めている割合は5%だということなんですけれども、この要支援者、柴田町では現在どれくらいの人数になっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 現在、要介護認定を受けている柴田町の人数でございますが、3月31日現在1,326名おまして、そのうち要支援1、2の方が274名、20.7%の割合です。その数

の中で、サービスを受けられている方は65%、176名という状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今、要介護者の方々の給付財源を削減したいということが国の方針とは言わないんですけれども、国民会議の議論の中でそういうことが出ているように見受けられるんですけれども、私はやっぱりちょっと逆ではないかなと、そのように考えるんですよ。ということは、要支援1、2の方々がやっぱり健康を回復することによって支援に対する費用がかからないという方向に持っていくのが本当のやり方ではないかなと、このように思っているんですが、町としてはどのように考えていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、要支援の方については介護予防のサービスを受けていらっしゃるわけなんですけれども、要するに介護予防のサービスを受けながら介護度が重くならないように、サービスの費用がかからないようにしようという制度でございまして、それができなくなるといことになれば、今まで要支援を受けていらっしゃる方が重くなって、介護費用が余計になるという可能性は十分にございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） こういう話をしているかどうかわかりませんが、仮に軽度者、要するに要支援1、2の方々の扱い方を今の介護保険制度から分離して、町独自でやるということになれば、先ほど町長はなかなか難しいのではないかということをご返答いただいているんですけれども、担当課としてはそういうことになった場合の対応、あるいはそうなってもらっては困るというような見解を持っているのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今の介護予防サービスを町が受け入れ体制となって肩がわりしていくということは、今の状態の費用負担等を考えればできないというふうに思います。この介護予防サービスの中もいろいろございまして、例えば訪問介護についてはいわゆる生活援助のサービスがございまして、身体介助と生活援助と。訪問介護の中では生活援助が大半、そのうちの掃除が大半という状況であります。身体介助のようなものであれば、介護予防ということで体を動かしながら重度化を防ぐということにもなるんですが、そのサービスの内容によっては国が指摘するような、議論の中にあるようなボランティアなりNPOもできるのではないかとこのように内容的には含まれておりますので、そういう中の検討をしながら、取

捨選択をしながらも対応していかなければならないと思います。ただし、先ほど申し上げましたとおり今の保険給付で賄われている費用を町が全部ということは絶対できるわけではございません。これは柴田町だけの問題でなくて、全国の市町村全て保険者でありますので、そういう同じような問題で頭を悩ませているかなと思うんですが、いわゆる事業モデルと申しますか、国、県なりから補助の手当てがあるものかどうか、また保険料が充当できるかということも含めて、今後国の議論を見守りながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） これもまた今の段階で町のほうにお伺いするのはちょっと無理があるのかもしれませんが、要支援1、2を分離して運営していくということになりますと、今県で運営している介護制度、これが町におりてくるといようなことが考えられますでしょうか。そういうことの見解をお持ちでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 介護保険制度は市町村が保険者でございますので、町がいわゆる保険料を徴収して介護事業を行っていくということですので、県から事業がおりてくるといことはないと考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今、町では介護保険制度の理念から高齢者保健福祉計画で第5期の介護保険事業計画を定めています。この中で、「全ての人が自分の役割や生きがいを実感しながら、地域で支え合い、安心して自分らしい生活が送れるような地域社会を目指す」とあります。今現在、要支援者の方々を対象としたさまざまな取り組み、健康づくりが推進されていると思いますが、要支援者の分離によって現在行っている事業が実施できなくなるという可能性はどうでしょうか。あるいはサービス低下につながらないかということも含めて、わかる範囲で結構ですのでお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 今、介護予防事業で地域支援事業を展開しているわけですが、1次予防は一般の高齢者の方対象なんですけれども、2次予防というのはいわゆるハイリスクといえますか、介護に近い範囲というふうになると思うんですけれども、その方々を対象にいろいろ各種事業を行っております。口腔機能教室、または運動機能教室とか、これは通所で行っている事業ですが、そういうものを展開していると。その方々については、要支援の方ではございません。要支援の方も含めた、今後介護予防事業の中に入れていただきながら、ただ現在の

介護予防サービスの中でもいろいろサービスがございます。訪問の入浴サービスとか福祉用具、介護用具の対応とか、いろいろ各種介護予防サービスがありますので、その中のどれが適当で、そういう事業の中の組みかえができるかというのは、先ほど来申し上げておりますとおり国の議論を見守りながら、その事業モデル等が示された中で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 事業がやっぱり複雑になってきた場合に、町としての対応がなかなかできない、今社会福祉協議会に委託している部分がかかなりあると思うんですけども、そういったものに町が直接関与しなければならないという事態は生まれてこないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 社会福祉協議会に現在お願いしている仕事というのは、包括支援センター業務でございます。あと、介護認定の調査等をお願いしております。このほかに、いわゆる介護予防事業の一部についても委託しているというのもございます。現在の介護予防サービスを町が受け入れ体制となっていくためには、もちろんサービスの内容によりましてけれども、いわゆる事業所への委託ということは十分出てきます。その中に社会福祉協議会、または他の社会福祉法人等もその委託の対象として出てくるものではないかなというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 第5次介護保険事業計画をつくるに当たって、アンケートを実施していると思うんですけども、その調査内容を見てみますと、介護保険制度を余り知らない方が40%ぐらいいるんですね。そのアンケートからいった社会保障制度のあり方について、町民はというふうに関心を持っていると受けとめられているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 議員ご指摘のとおり、アンケート調査で介護保険制度について知らないという方が結構な割合になっております。これについては私ども、やはり制度の周知を図っていかなければならないというふうには思っております。

あと、実際サービスを受けるようになったりとか、そういう状況にならないとなかなか本気になって考えないといえますか、介護保険の分野も広うございまして、その当事者の状況によってサービスの内容なりいろいろ変わってきますので、保険制度全部を理解するというのはこれは到底難しいことなものですから、とりあえず健康な現役世代の方については介護予防とい

いますか健康づくり、そういうことに意識を持っていただいて、介護認定を受けている方が1,326人と先ほど申し上げたんですが、実際65歳以上の方は9,208名ございます。いわゆる高齢化率24%というわけなんです、介護認定率からすれば14.数%になります。85%の方は保険やサービスを使わないで元気に暮らしていらっしゃるということですから、介護予防にといひますか健康づくりに意識を強めていただきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） アンケートによれば、今の段階で柴田町はそんなに心配ないのかなと思うんですけども、そういってもどんどん高齢化が進んできますので、いずれ対応していかなければならないという事態になってくると思うんですね。このアンケートによれば、家族と同居されている方の割合が82.7%と結構高いんですね。もっと低いのかなというふうに私は見ていたんですけども、ちょっと安心した面もあるんですけども、その一方、やっぱりひとり暮らしという方が8.4%いるんですね。そういう中で、今現在は要支援まで受けなくて、先ほどの答弁にもあったように元気で今のところは何とかやっていけているという状況なのかもしれないんですけども、そういう方々が今度要支援1、2というようなことに進行していくと思うんですね。だから、そういう場合の今後の対応策というものを今から考えておかなければならないと思うんですけども、このアンケートからそういう対応をしていかなければならないという形の中で、この第5次の介護保険制度の作成がまだできていないように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 要介護にならないようにするためにどのようにしていったらいいか、今までというか今もあるんですけども、要支援者に対して介護予防サービスを行ってきたわけなんです、これについてはそのサービスの内容をちょっと見ながら、町が受け入れ体制というのも考えていかなければならないというふうにも思います。

あと、要支援の前の段階、いわゆる介護予防対象者といひますか、ハイリスクの方もおりますので、現在中学校区単位に調査を行いながら、介護予防事業を展開しているんですけども、その事業に参加していただいて、介護予防にといひますか、要介護にならないようにしていただくように、介護予防事業を展開していきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） やはり今の制度そのものが、私は個人的にはいいのかなと思っております。このアンケートを見た場合に、もうちょっといろいろな形で社会保障制度、

介護保険制度と言いかえてもいいと思うんですけども、もう少し町としてそういう対象者の方々によくわかっていただくような、お知らせ版とかそういうところではちょっとやっておられるのかどうか。社会福祉協議会ではいろいろなことで出されていると思うんですけども、どうも町独自のPRの仕方が足りないのかななんて思っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 先ほどのアンケートの調査結果も踏まえて、今後やっぱり制度のPRというものに努めていきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） いろいろなことで今質問させていただきましたけれども、そういうことになってくると、年内にこの制度がどういう形になるのかということを決めていくというのが今の政府のとっている立場だと思うんですね。そうした場合には、町長からも答弁あったように、なかなか今の制度を改正した場合に難しいということになれば、今の制度がいいんだということであれば、何か県や国に対しての対応策を考えていかなければならないと思うんですけども、そういう具体的な、先ほど今は考えていないという答弁はいただいたんですけども、今後そういうことを国や県に訴えていくという、町としての立場をどういう形で訴えていくのかということ、もし考えがあれば、計画があればちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） お答えします。

要するに、介護保険制度を安定的に持続的に維持していかなければならないということは理解しております。そのためには、やはりふえていく介護を受けられる方、また介護費用、それをどのように対応していくかということが今後の大きな課題、国のほうでの議論の論点もそこにあると思います。そのためには、やはり重点化といいますか、今までのように広くということじゃなくて、介護の重度の方に対して重点的に効率化を図って、サービスをそちらに振り向けていくというふうなことが、正直申し上げてせざるを得ないというふうにも思っております。そのことでの国の議論が今進められているのかなと思います。それについては、なかなかやはり国、県に対してそうしないほしいというのも言えないのかなというふうに思っています。その受け入れ体制を切り捨てじゃなくてその要支援の方が重度化しないようにどのように支えていくかということ、町レベルで考えていかなければならないのかなというふうに思います。ただ、これは柴田町だけの問題じゃなくて、全国全ての市町村にかかわっている問題で

ございますので、国の事業モデルなり、財源の手当て等あるのか、そこら辺も含めて今後の対応というふうに考えていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） そのとおりだと思うんですね。柴田町だけの問題じゃなくて、日本全体の問題なわけなんですけれども、やっぱり常に制度改革があるというような前提のもとに町は情報を収集し、それから対応策を考えていかなければならないと、こう思うんです、私は。ですから、年内に結論が出るというような、これは新聞報道ですけれども、そうなるかどうかはわかりませんが、仮にそうなった場合にはどうしていくかという、危機管理ではございませんけれども、やっぱり考えておく必要があると思うんですが、担当課長としてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） 議員のおっしゃるとおりでございまして、そういうことも含めて国の議論を見守っているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） それでは1番目を終わらせていただいて、大綱2番目に移らせていただきます。

また高齢者の問題で、大変恐縮なんですけど、やっぱり少子高齢化の時代、どうしても行政が携わっていかなければならない立場にあるわけですので、これをどういうふうにして問題を解決していくかと。もちろん国民全体、国全体の問題なことは確かで、一町の問題ではないと言ってしまうとそれまでだと思うんですね。やっぱりそれは皆さん方、私も含めてなんですけれども、みんな年々高齢化していくわけなので、自分の問題として考えていく必要があるのかなと、そのように思います。そのためには、やっぱり町はどういうふうこれから対応していくのかということもお伺いしておかなければならないと思ひまして、質問させてもらったわけなんですけれども、60歳以上で働いている人、就業者数ですね、2012年平均で前年度比17万人増の1,192万人で、6年連続過去最多を更新したことが総務省労働調査でわかっています。全就労者に占める割合は19.0%に達し、ほぼ5人に1人が60歳以上となりました。このような実態は、「まだ働けるから働きたい」という人ばかりではないと思ひます。生活のために働かざるを得ないという人もふえていると推察していますが、町ではこの問題をどのように分析をされていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） まず、柴田町の就業率が45.9%ということで、全国から比べますと低い状況になっているんですけども、柴田町の場合については年齢に関係なく働ける1次産業ですか、農業の割合が低いということで、それから2次産業、3次産業については比較的多いということで、サラリーマンや公務員の方が柴田町は多いために、高年齢の就業率が低い状況になっているというようなことで、分析しております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） こういう状況は企業だけの問題じゃなくて、やはり一つの社会問題だと思うんですね、現象としては。そうすると、どうしても行政がかかわっていかないと解決しないと。今、柴田町の場合は45%というお話がありましたけれども、やっぱり現段階ではそういう形かもわかりませんが、もっともっとふえていくのかなというふうに思っているんですが、そのときの対応策は何か今考えておられますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 例えば国の支援といたしまして、特定就職困難者の雇用開発助成金、それから職業訓練期間中の生活保障給付制度、それから高年齢の雇用継続給付等、国の制度がございます。これらの国の制度と連携を図りながら、制度の周知に努めていくということと、それから特に町と直接かかわりのあります職業訓練センターで再就職促進訓練を行っております。それから、シルバー人材センターでは就業の機会の確保を行っております。これらの支援を図りながら、60歳からの雇用対策に向けて取り組んでいきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今お話あったように、町としてはいろいろな形を考えておられると思うんですけども、国全体的なことを見ますと、これから10年間で370万人労働人口が減るという予想をしているんですよ。そうなってきますと、やっぱり生産人口が減るということは、今のGDPを守っていけないと。これを町に当てはめた場合、産業の総生産性にどういふふうに影響してくるかということを考えておられますでしょうかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 町内の企業のほうに聞き取り調査ということで行ったわけなんですけれども、既に65歳定年に引き上げているというような会社だったんですけども、本人が健康で就業の意欲があれば、若手への技能の継承もできることから、企業にとっては大変なメリットもありますので、65歳以上の定年に変えたというような事例もございますので、その

ような高齢者の就業を企業でも望んでいるという部分がありますので、そういう形で取り組んでいきたいということで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 今お話になったように、柴田町の企業でも先ほどお答えいただいたように73.5%の企業が65歳までの定年延長を考えているということなんですよ。そうすると、27%の方々は60歳で職場を離れるということになるわけなんですけれども、例えば60歳で職場を離れた場合、退職金等含めて5年間収入なしで生活を維持していくというのは非常に難しいんじゃないかなというふうに考えるわけですよ。その場合に、じゃあどういう形になって表れてくるのかなど。これは私の個人的な見解ですけども、下手をすると、言葉がいいか悪いかは別としまして、働けない人たちの分類といたしますか、健康でありながら働けないという方々のパーセンテージの中に入ってくるのかなど、このように考えるんですけども、町としてはそういうことの想定を考えて雇用計画とかそういうものを計画しているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 高齢者の雇用安定等に関する法律でございますが、定年の引き上げ、それから継続雇用制度の導入、それから定年の定め廃止、この3つのうちのいずれかの措置を会社の制度として導入する義務が生じております。年金受給の年齢までは企業として雇用する義務がございますので、5年間収入がもらえなくなるというようなことは余り想定されないのではないかというようなことで思っています。それから、もし雇用されない場合であっても、国のさまざまな制度、セーフティネット等がございますので、それらの制度を活用していくというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 国の制度を使っていくというのは当然のことだと思うんですけども、町としての財源もふえてくるのではないのでしょうか。負担金はないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 町としての財源というのは、税収がふえてくるという意味でしょうか。（「そうじゃなくて、働けない方に対しての町としての対応をするための予算というものが必要になってくるのではないですかということをお伺いしたんですが」の声あり）

例えば、町としての助成、支援というのは今のところございません。それで、ハローワーク等、国による職業訓練期間中の生活保障給付とか、それから特定就職困難者雇用開発助成金とか、それから高齢雇用の継続給付というような国の制度の活用ということでありまして、特

に町としてはそういう給付、補助等はありません。それから、シルバー人材センターでの雇用の促進、それから職業訓練センターでの再就職のための訓練、それらの施策を町としては紹介していくというようなことで、考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） 職業訓練そのものを受けるのは国の制度があって、それもまた何回も受けられないんですよね。ということは、その制度を利用できるのは1回なんですよ、ハローワークとかそういうような形で。ただ、その場合に皆さんが全部就職できればいいんですけども、できないとした場合、やはり何らかの形を町としては考えていかないといけないということがこれからふえてくるのではないかなという心配をしているんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） 例えば職業訓練センターでの再就職訓練では、平成23年度なんですけれどもビジネスソフトウェアとかIT、OA、それから医療事務等の訓練を実施しまして、184名が3カ月から6カ月の訓練を受けまして、106名が就職に結びついたというような事例がございます。57.6%が就職しているということで、残りの方はすぐには就職できなかったということでございますが、やはり健康で働く意思のある方については訓練等を通しまして企業への就業をしていくということで、応援したいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） やっぱり町の仕事としてはどうしても就職できない人、そういう方々を社会保障で面倒を見るということじゃないような形で何とか面倒を見ていけないのかなと。そういう計画をやっぱり立てておく必要があるのではないかと。少子高齢化社会、どんどんどんどん高齢者がふえていくわけなので、そういう対象になる方々がどんどんふえてくるということなんですよね。そうすると、今までのその対応の仕方できなくなってくるんじゃないかと、こう思っているわけですね。ですから、それを今考え得る段階でやっぱり対応策を考える必要があるんじゃないかなと。そうすれば、町としての雇用問題についての単年度計画じゃなくて、中長期的な計画も必要んじゃないかなというふうに考えるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（小池洋一君） お答えします。

最終的にいろいろな制度を活用しても就職できなかったというような方のために、町として

も最終的な対応策の検討をしていきたいということで、考えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） よろしくお願ひします。

それでは、3点目。（仮称）船迫こどもセンター新築工事についてお伺ひします。

実は第1点目で、町内全体のこどもセンターなのか、それとも船迫地区のこどもセンターなのかという質問をさせてもらったんですが、地区の方々に、これは私らの責任もあるんですけども、きちんと説明ができていなくて、これはほかの児童館とかそういうのが別に廃止になっていないから、船迫地区で単独で活用できるんじゃないかというふうに思っている方々が結構いるんですよね。私がこういう質問をすれば、当然議事録に残るので、きちんと見てもらえるのかなと、あるいはきちんと話ができるのかなというふうに思っています。

先ほど町長から答弁いただいたんですけども、やっぱり複合的な形でこどもセンターをつくっていくということなので、もう一度申しわけないですが、答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 3つの機能を集約させたいというふうに思っております。従来館の児童館とは、ゼロ歳から18歳まで。ただ、ゼロ歳から18歳といってもなかなか難しい面がありますので、小学生が自由に遊べる場所というふうにしておりますが、中学生、高校生も来られるスペースも確保したいと、これが児童館機能ですね。それに子育て支援機能ですね。そこにはファミリーサポートセンターも入るんですが、柴田町全体の子育てに関する中枢的な機能を2つ目に据えると。それから、各子育てのボランティアの方々がいますので、そのボランティアの方々を育成する意味からも交流のできるスペースも確保したいということなので、おおむね3つの機能を考えているということでございます。その中枢的な役割を船迫こどもセンターに担わせたいというふうに思っております。

そのほかにも、今検討しているのが西住と三名生児童館ですね。これらはどちらかという児童館のウエートが高まるのではないかと。もちろん相談に来たときには取り次ぐ機能もありますけれども、そちらのほうにしたいと。槻木も多分同じような児童館、小学生並びに中学生、高校生が利用できる、子供たちの利用するほうを主体にしたいと。もちろんボランティア団体も入るんですけどもね。ですから、子育て支援機能はこの船迫こどもセンターに一番に重きを置きたいというふうに思っております。ですから、そのほかの船岡ですか、ないのが。船岡についても、既存の児童館の建てかえが終わったら当然船岡にも置かざるを得ないのかな

というふうに思っているところでございます。ですから、全体を地域の方々に管理してもらおうというのはなかなかこれはちょっと難しいと。専門的な知識を持たないと、船迫こどもセンターを地域の方が運営というのは難しいのかなと。やっぱり専門的機関がもしあれば、将来はNPOとか株式会社、今のところはNPOしか考えていませんけれども、そういう方向で持っていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○10番（佐々木 守君） また同じようなことを質問させてもらって申しわけないんですけども、3番目もいろいろ風評が出ていまして、この運営が先ほど町長からは町母体でというお話をいただいたんですけども、「いや、株式会社で運営するんだとや」というようなことが私のところに問い合わせが何件か来ているんですよ。そういうことはないですということを説明しているんですけども、なかなかわかってもらえないと。最後に町長からもう一度そこを、町母体でやるんだということを強調していただければありがたいんですが。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は前の雇用問題とかかわるんですが、町の仕事をなるべく民間のほうに渡していくということも、地域の雇用を生む方法の一つではないかなと私は思っております。公共サービスをNPOに任せていくと、そういうことであればそこに仕事ができるわけですね。そういった意味で、こどもセンターは当面は町でやりますけれども、指定管理という制度もございますし、NPO法人がやりたいというのであればそこまでは検討の中に入れております。ただ、株式会社が運営するというのは、利益を生み出せません、正直言って。児童センターとかね。ですから、その辺が柴田町でそういう株式会社が運営できるような収入が私は当面はあり得ないというふうに思っておりますので、恐らく町の委託費、これで運営するには指定管理、NPOへの委託が現実的ではないかなというふうに考えているところでございます。ですからこういううわさ話が、こういうふうにして議会でお知らせしても間違った情報が流布される状態なので、議員からもきちんと「株式会社は柴田町では考えていない」と、できるのであればNPOまで、もちろんNPOがきちんと子育て支援機能を運営する力を持っているという、そこがあつての委託ですので、それもお知らせいただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（佐々木 守君） ありがとうございます。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて10番佐々木守君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時から再開いたします。

午前 1 1 時 5 6 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9 番安部俊三君、直ちに質問席において質問してください。

〔9 番 安部俊三君 登壇〕

○9 番（安部俊三君） 9 番安部俊三です。大綱 1 問、質問いたします。

町職員の定員適正化計画を見直しする考えはないか。

町職員の定員適正化計画の要請は、昭和56年3月に発足した第2次臨時行政調査会の提言のもと、行政改革に取り組むこととされ、昭和59年12月には「行政改革の推進に関する当面の実施方針について」が閣議決定されたことが始まりであります。この方針を受け、昭和60年1月に示された「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」（自治事務次官通知）の中で、「各地方公共団体は、これまでの定員管理の実績、今後の行政需要の動向を勘案しつつ、各団体ごとに削減率または削減数及び計画期間を定めた定員適正化計画を策定し、実施すること」とされ、地方公共団体に対して適正な定員管理が求められることとなったものであります。

本町では、昭和60年4月1日に定員適正化計画がスタートし、今日に至っております。本町における定員適正化計画は、第5次（平成22年4月1日から平成26年4月1日）を数え、今年度が最終年度となっております。第5次の計画内容は、平成21年4月1日時点299人を基準とし、5年間で13人、全体の4%を削減することに取り組むこととし、286人を目標職員数としています。昭和60年4月1日時点の職員数が376人であったことからすると、30年間で90人、約23.9%を削減することとなります。ちなみに、平成25年4月1日現在の職員数は292人となっております。このことから、単純に現職員数292人から目標職員数286人を差し引くと、平成26年4月1日までに6人を削減しないと目標を達成できないこととなります。

定員適正化計画が始動した昭和60年度の当初一般会計予算は63億4,821万円であったことに対し、平成25年度当初一般会計予算は110億8,755万円となっており、比較すると約1.7倍の予

算規模となっています。予算規模から推測されることは、職員数が削減となっても仕事量が増加しているということが読み取れます。言い換えれば、多様化する行政需要に対応しつつ、事務事業の見直しなど効率的な行政運営に努力してきた経緯がかいま見られると言ってよいでしょう。しかしながら、職員の大幅な削減は、職員の仕事量の増加による過重を強いることとなり、肉体的、精神的にダメージを与えていないかと危惧するところでもあります。このことは、職員構成のバランスの悪さと相まって、今後の行政サービスの低下や職員の健康管理面での悪影響に結びつかないかと大変心配されることでもあります。

以上のことを踏まえて、次のことについて伺います。

1) 平成26年4月1日まで職員を6人削減しないと目標達成できないが、これ以上削減することをやめ、第5次定員適正化計画を見直しする考えはないか。

2) 第6次定員適正化計画を考えているのか。

3) 平成26年3月31日で12人の退職予定者がおり、平成27年3月31日での退職予定者も多いと聞いていますが、今後どのような方針で職員管理に対応していくのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安部俊三議員の大綱1点、町職員の定員適正化計画を見直す考えについてお答えいたします。

第5次定員適正化計画は、平成21年4月1日の職員数299人を基準に、平成22年4月1日から平成26年4月1日までの5カ年間に職員数を286名に減員する計画であります。しかし、計画策定時に予定されていた水道事業に関する窓口の業務委託が、東日本大震災の影響を受け、当初計画より委託開始がおくれております。さらに、職員の年金受給開始年齢繰り上げに伴い、平成25年度定年退職者からは希望職員全員を再任用しなければならない状況にあります。また、再任用する職員数を考慮して、新規職員の採用を抑制した場合には、年齢構成に不均衡が生じ、今後の行政に支障を来すおそれもあります。

平成24年度でうちの職員が予算を使ったのは142億円で、これまでの柴田町で最高の予算を使わせていただきました。それを最小の職員、長時間残業しながら何とか震災を乗り越えた経緯がございます。こうした職員の実情を、安部議員だけではなくて議会の議員の皆さん、私は一番は町民の方々にご理解をいただきたいというふうに思っております。中には「職員が多過ぎる」と相変わらず現実を見ない投書が私に寄せられており、大変残念に思っております。そ

のため、第5次定員適正化計画の達成については、私はもう限界が見えていると思っています。新たに平成25年4月1日の職員数を基準に、平成26年4月1日から平成30年4月1日までの5カ年間の第6次定員適正化計画を本年度中に策定し、適正な定員管理に努めたいと考えております。1点目、2点目はそういうことでございます。

3点目につきましては、今後数年間は職員の大量定年退職時期に入り、年金受給開始年齢引き上げによる職員の再任用制度により、定年後も継続して多数の職員が再任用されることから、これまで培ってきた経験やノウハウを次の若い世代の職員に引き継いで、組織力を維持、増大を図れるよいチャンスと捉えており、職員管理、人事管理に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（安部俊三君） まず、お断りしておきたいと思えます。1点目から3点目まで、総括的に再質問をさせていただきますことをご了承いただきたいと思えます。

まず、役場内でこれまで定員適正化計画についてどのような検討、協議がされてきたのか。あわせて職員数、かなりきついというような今町長の話もありましたけれども、窮屈という印象に至っているのかどうか、もう一度お答えいただきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 確かに議員おっしゃるように、第5次の計画で一時期より90人減るという計画については、現実的にはかなり厳しいという論議がありました。現在は292名、教育長を入れれば293名というような表記をするんですけども、これでもかなり厳しいという考え方があります。当然第5次計画については最終286人だったんですが、達成できないだろうというふうに見ています。これについては、先ほど町長の答弁にもありました再任用職員のカウントがあるということ、あともう一つは現在4人を広域とか病院、山元町に出しているわけですね。これが現在の戦力から落ちているということで、これを無視してまで286人までぎりぎりにする必要はないだろうという考え方があります。ただ、計画は終期に来ていますので、計画の見直しでなくて、第6次計画の中で現在の292名、これをベースに5年間を移行させていくのをベースに第6次は考えていきたいというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○9番（安部俊三君） この定員適正化計画ですが、計画を立てて30年ぐらいたっているわけですけども、目標を達成しないと国、県などからペナルティー的なもの、例えば交付税が減額

されるとか、そういったようなことがあるのかどうか。それとも町独自の縛りのない計画と捉えてよいのか、その辺を教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 一時、財政再建プランをやった折、国のほうでは集中改革プランが動きました。もうこれは既に終わっていますが、この時期は交付税のほうに影響がありました。ただ、今はもうそれも終わっておりまして、定員適正化についてはその市町の考え方によることになっています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○9番（安部俊三君） 先ほどお答えにもありましたけれども、職員退職者の任用制度についてちょっとお聞きしたいと思います。これは先ほどの答弁ですと、定員、定数にカウントされるというようなことでよろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 再任用は、原則フルタイムになります。フルタイムになれば、定員の中に入ります。ただ、希望によって非常勤になった場合については、現在の制度の中では定数に入りません。ただ、ほとんどがフルタイムを希望すると思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○9番（安部俊三君） それに関して、既に来年度の再任用者の把握はしているものと思われませんが、差しさわりなければ何人になっているのかお伺いします。また、再任用を希望すれば断ることはできないというふうに聞いているんですけれども、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 特に差しさわりないと思いますので、お答えします。

今年度で定年を迎える職員が12名います。そこで再任用を、事前なんですけれども希望するかという問いには10人が再任用を希望しています。その次の年、これ私なんですけれども、17人おります。その中で14人が、働けるのであればというふうな希望を出しています。平成30年までの5年間で見ると、92名の退職のうち74名、大体7割から8割を再任用すると考えれば、それくらいの再任用は発生するんじゃないかなというふうに思います。ただ、当然期間については年金の支給開始までですので、来年、再来年については任用期間は1年、その次は2年というふうに、2年刻みで1年ずつ延びていきます。10年間で65歳までの任用が発生するというふうに考えていただきたいと思います。

当然希望があれば断ることはありませんが、分限とか、そういういわゆるふさわしくないというふうな明らかなものがあれば、当然再任用については落とすことができるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○9番（安部俊三君） 10人が希望するというこのようですけれども、それに当たって再任用者をどういった活用といたらよいのでしょうか、働く形態といたらよいのでしょうか、今2通り、フルタイムとかそういったことがあったんですけれども、実際問題として現職の職員との関係で微妙な点が出てくるのではと懸念されますが、心配することはないのかどうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） この再任用制度の本格運用は来年度から全国的に始まるんですけれども、当然先例とかお手本が全然ないわけです。微妙な点、心配がいっぱいあるんです。実は、職員のワーキングを今かけています。いわゆる定年退職する年齢に達した方と、それを迎える中堅職の方を10人前後ずつ、何クールかに分けて、ぶっちゃけた話をしてもらっています。微妙を大きく超える話し合いになっていますが、さまざまな心配事があるんですけれども、第1クールが終わって今第2クールに入っていますが、少しだけ見えてきたのは、再任用職員といえどもいわゆる役場職員の中の1人です。特別に経験があるから、スキルがあるからというふうに考えてしまうとなかなか難しいと。それよりも、それだけの経験なり技術なりを持ってきた方についてはどんな職種でもできるんだと、体力だけはちょっと別かと思うんですけれども、それを除けばどんな職種でもできるというふうに、通常の人事の中で考えるというほうがわかりやすいのではないかという、第1クールでしたけれども意見が出ています。そういうことかなというふうに今考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○9番（安部俊三君） ちょっと違った観点から質問したいと思えますけれども、本年6月1日号のお知らせ版に、柴田町職員募集について掲載がありました。これによりますと、再任用との兼ね合いからだと思われませんが上級職1人程度となっております。将来の職員構成に支障を来さないかと心配されますが、どのように考えているのでしょうか。また、追加募集などはあるのかどうかなども含めて、お答えをお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 確かに定員の問題とふくそうする問題です。第6次の計画を立てていきますけれども、スタートについては292名としますが、来年の再任用は10人出るわけですけれども、翌年にはその10人は本当にやめてしまうわけですね。その意味では、10人の退職が

1年おくれるというような考え方になるわけですが、そうなってくると5年間のスパンの中で1年、2年定員をオーバーする期間はある程度仕方がないというふうに考えています。全然とらないというふうになってしまうと、前みたいな年齢構成にばらつきが出ますので、来年度については上級職1人、今公表しておりますが、その後初級職について数名考えております。初級職含めて5名以内になるかと思っておりますけれども、そのくらいの人数については平成26年度については考えてみたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○9番（安部俊三君） 1人雇用すると、役場職員といえども大きなお金がかかるというふうにはあるんですけれども、柴田町の場合、正職員1人当たり、給料のほかの手当等や共済費、共済費がちょっとわからなかったものですから質問するんですけれども、1人当たり平均、合算するとどのくらいの額になるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 平均でお話しいたします。当然若い職員についてはずっと安いんですけども、今職員の給与費、それに退職手当分を含めると、一般会計で21億7,000万円出ています。人数で割り込むと1人当たり約800万円、ですから退職間際の職員については1,000万円プレーヤーに近いのかなというふうには思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○9番（安部俊三君） またちょっと変わった点から、職員に関することで質問させていただきますけれども、私もそうだったんですけれども、振休、代休制がありますけれども、完全に履行されてきているのかどうか、ちょっとただしておきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 履行されていると言いたいんですが、監査委員からの指摘にもありまして、職員からも言われていますけれども、完全には履行されていません。大きくは、振休については8週間以内にとることというふうにはしているんですけれども、これは職員の服務規程で定めています。ただ、繁忙期にかかったときにその8週間でとることができなくて、流してしまうというケースが多々あります。これについては、8週間というのは労機構にかかわる部分もあった定めですので、原則は原則として堅持しますが、例外的に8週間を超えてもとれるような仕組みについて少し考えてみたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○9番（安部俊三君） 最後の質問になります。

午前中の佐々木議員のほうにも出ていましたけれども、アウトソーシングの導入の問題なんですけれども、どの程度まで考えているのか、ちょっとわかる範囲内で教えていただければ。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） いわゆる行政の中でもサービスに近い部分については、アウトソーシングは可能でないかなというふうには考えています。さきの佐々木議員にもお答えしましたように、こどもセンターの総括委託みたいなやつについても、将来にわたればできるかなというふうに思います。現在進めているのは、水道窓口部分のアウトソーシングを来年度からというふうに計画を進めています。もしよろしければ、上下水道課長のほうからその内容をお話したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） 窓口の委託の件につきましては、平成25年度の当初予算に債務負担行為ということで上げさせてもらっております。本来の予定ですと5月中からスタートでしたが、産業建設委員会の構成の方々も変わりましたので、改めてご説明を申し上げてから、また先進地事例の市町を視察していただいたりして、その後全員協議会にまた説明をした上でスタートしていきたいと。来年度の4月1日正式稼働の運用で予定をしております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。よろしいですか。はい。

これにて9番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、15番白内恵美子さん、直ちに質問席において質問してください。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。3点質問いたします。

1点目、**臨時職員の処遇の改善と雇用の安定を。**

地方自治体の役割について、地方自治法第1条の2には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明記されております。しかし、その担い手である地方公務員の3人に1人は、独立して生活できない賃金で常に雇いどめの危機にさらされている「官製ワーキングプア」となっている状況です。柴田町においても、正規職員の削減が進み、臨時職員の採用がふえたことにより、臨時職員の割合は高くなる一方です。専門職である保育士や図書館司書など、住民サービスの最前線で働く、住民生活になくてはならない職員が「官製ワーキングプア」の状態にあることから、安心して働き続けるための施策が早急に必要ではないでしょうか。

東京都荒川区では、人事戦略構想を策定し、非常勤職員の処遇を能力、技量、責任に応じて三職層としています。また、常勤、非常勤を問わず、職員研修を受けられる体制を整え、お互いが切磋琢磨しながら能力を高め、自分の可能性にチャレンジできるよう配慮しています。

柴田町でも、早急に臨時職員の処遇の改善と雇用の安定を図らなければ、住民のセーフティネットである公共サービスが後退してしまいます。現在は何とか臨時職員の職業上の倫理観で支えられていますが、今後は職員の仕事への誇りと能力と貢献を正當に評価した上で、安定した雇用を保障すべきではないでしょうか。若い世代が将来に希望を持って働くことができる環境整備を願い、その観点から柴田町の現状と今後について伺います。

- 1) 臨時職員数と全職員に占める割合は。そのうち、専門資格を有する人数は。
- 2) 時給と労働時間は。年収200万円以下のワーキングプアになっていないか。
- 3) 社会保険と年金への加入は。
- 4) 交通費を支給しているか。
- 5) 40代の保育士における正規職員と臨時職員の年収の開きはどのくらいか。
- 6) 臨時職員の年収で、自活できると考えているか。
- 7) 荒川区の取り組みをどう考えるか。
- 8) 一方的な雇いどめから、本人が辞退するまで雇用する形にすべきでは。
- 9) 正規職員に登用する仕組みを制度化すべきでは。
- 10) 研修を充実させ、能力を発揮できる環境を整えるべきでは。

2点目、**学校図書館司書を町図書館の所属へ。**

司書の全校配置が各学校からの強い要望であり、早急に実現すべきと考えます。しかし、今年度の配置は2校のみで、配置できない学校が7校もあることから、配置できない学校への支援を考えねばなりません。全ての学校を支援するためには、2名の学校図書館司書が十分に力を発揮できるよう、町図書館と学校図書館との連携がぜひとも必要です。

現在、学校図書館司書は学校に配置されていますが、所属を町図書館へ変更し、町図書館から派遣する形のほうが、町図書館の支援も受けやすくなるのではないのでしょうか。事務補助員が図書館の仕事を担っている学校もあり、その職員のスキルアップへの支援や相談を学校図書館司書と町図書館が担うことで、学校図書館がより元気になり、児童生徒の学習を支援するという学校図書館本来の機能が発揮できると考えます。また、5月26日の図書館誕生祭で行われたブックトークを、各学校で実施することも可能となるのではないのでしょうか。

3点目、**学校給食センターの議論をどのように進めていくのか。**

町では、4月の各学校PTA総会時に、共同の給食センターについて説明を行いました、反応はどうだったのでしょうか。また、アンケート結果をもとに今後どのような形で議論を進めていくお考えでしょうか。

- 1) 保護者説明会での反応は。
- 2) 保護者アンケート結果の分析は終了したのか。
- 3) 自由記入欄にはどのような意見があったのか。
- 4) 各小中学校の教師の声はどのように吸い上げるのか。
- 5) 大河原町や村田町は、現在どのような状況なのか。
- 6) 今後どのような形で議論を進めていくのか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、3問目、町長。2問目、教育長。

最初に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱3点ございましたけれども、1問目と3問目にお答えいたします。

1点目、臨時職員の処遇の改善で10点ほどございました。順次お答えします。

1点目につきましては、臨時職員数は平成25年4月1日現在で150名、全体の職員数の33.9%を占めております。主な内訳といたしましては、緊急雇用対策、要するに国のお金で雇っているフルタイムで働く臨時的任用職員が21名、これもフルタイムなんです臨時的任用保育士が37名でございます。フルタイムではない非常勤短時間保育士が36名、非常勤図書館司書が3名、特別支援教育支援員が8名などとなっております。

2点目、職種により時間給の単価が異なります。一般事務補助等の750円から、保健師等の1,200円までとなっております。保育士、図書館司書については時間給が930円となっております。労働時間も、1日2時間から7時間45分までと職種ごとに多様となっております。臨時職員の年収につきましては、200万円に届かない状況にあります。

3点目につきましては、社会保険及び厚生年金等に、常勤職員に準じた労働時間である臨時的任用職員58名が加入しております。雇用保険のみは、週20時間以上の臨時職員53名が加入しております。

4点目につきましては、地方自治法により条例に明記されていない手当は一切支給できない規定となっております。現在交通費、いわゆる通勤手当は支給しておりません。また、仙南2市7町においても、正式に支給している市町村はございません。通勤手当につきましては、今後の

周辺市町の動向を注視していきたいと考えております。

5点目については、常勤職員に準じた労働時間の臨時的任用保育士は、年齢にかかわらず年収に換算いたしますと170万円程度でございます。同年代の正規職員の4割弱でございます。

6点目、臨時職員の報酬、賃金は、常勤職員に対する給料とは異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粋に勤務に対する反対給付としての性格のみを持つと解釈されており、生活給の意味合いを持っておりません。若い世代の非正規労働者の問題は大きな問題ではありますが、一つの町で解決できる問題ではないと思っております。国が社会全体の問題として対応していくべきであると考えております。

7点目につきましては、荒川区の人事戦略構想を拝見させていただきました。正職員数の削減がかなり進んでおり、人口が同規模程度の他の東京23区と比較しても、かなり職員数が少ない状況にあります。そのために、平成11年度から平成19年度の間で非常勤職員の数を2.4倍に増加させています。臨時職員の報酬区分も多種多様に設定されており、例えば危機管理専門監や危機管理専門監補佐まで非常勤職員で対応させ、非常勤職員を多く雇用して行政を進めております。

しかし、ことしの4月からは、労働契約法が改正されまして、反復更新等により5年を超す雇用をした場合は、有期雇用ではなく無期の労働契約に転換させられます。荒川区も当然この法律は適用されます。以上のことから、荒川区は大変になるのではないかと考えております。荒川区の手法は決してよい方法ではないと考えております。

8点目については、雇いどめの意味は、これまでに何回か雇用契約が更新され、使用者から継続を期待させる言動があった場合、契約の更新の期待をさせておきながら雇用契約を更新しない場合のことを言いますが、柴田町においては雇用当初から雇用期間の最大延長期間を説明しており、例えば構造改革特別区域計画法に基づく臨時的任用延長保育士では3年間と明記しており、雇用期間の延長を期待させることはございません。さらに、地方公務員法に基づく選考方法によらず、本人の希望する期間まで雇用することは、地方公務員法の違反になりますので、できないことになっております。

9点目について。臨時職員を正規職員に登用することは、地方公務員法に違反するものであります。あくまで地方公務員法に基づき、正規の職員採用で選考された者のみ正規職員として採用するものであります。

10点目について。臨時職員に研修を受講させることは、正職員並みとはいかずとも1年を超える臨時的任用保育士、いわゆる特区保育士及び非常勤図書館司書に関しましては、今後研修

を受講させる方向で検討してまいります。が、基本はあくまでも正職員と同様に、職場内研修、OJT研修を中心に考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 次に、答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱2問目、学校図書館司書を町図書館の所属へについてお答えいたします。

学校図書館司書は、資格を持つ臨時職員を2名雇用し、今年度は船岡小学校に1名と、船岡中学校に1名配置しております。業務内容としましては、図書の貸し出しや返却の業務と、学校図書館ボランティアの皆様の協力もいただきながら、図書の修理や整理等の業務を行っております。特に小学校におきましては、担任から事前に授業内容の説明を受けて、児童の調べ学習に向けた授業に関連する図書の準備を行うなど、児童に対する学習支援も行っております。このように、学校図書館司書は学校に常駐していることが必要であると基本的には考えております。

一方で、豊富なノウハウを持つ町図書館と学校図書館との協力連携体制づくりも大変有効であると考えております。議員ご提案の取り組みについては、現在図書館に学校図書館支援センターを設置し、その所属司書職員を各学校に配置して、連携をとりながら支援している名取市の仕組みに近いと思いますので、その内容を調査して、平成26年度の実施に向けて検討してまいります。

また、ブックトークにつきましては、現在実施できる司書職員は町図書館に1名いるだけで、ほかの司書職員では実施が困難な状況ですが、調整を図りながら、来年度の実施に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。次に、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱3点目、学校給食センターの関係で6点ほどございました。

まず1点目、4月19日から4月27日までの期間内において、教育委員会より町内9カ所の小中学校のPTA総会時の時間を調整していただき、3町共同学校給食センター建設可能性調査報告を保護者並びに教師の皆さんに説明させていただきました。説明に当たりましては、3町共同学校給食センター建設可能性調査報告の概要と、「単独」と「共同」による比較表の資料を使って、調査の目的や調査結果、町としての考え方を説明し、おおむねご理解をいただけた

ものと考えております。

説明後の質問に対しても、「土地購入費も含めて、柴田町の負担する経費を示すべき」「3町になった場合の1食当たりの保護者の負担を示すべき」「町は3町共同を積極的に進めているのか」などの質問を少数の保護者からいただきました。また、説明の最後にはアンケート調査の実施と協力依頼に触れて、きょう発言できなかったことや疑問点等を自由意見として記入することもお願いいたしました。その結果、回答者の約20%に当たる523人から自由意見をいただきました。

2点目、学校ごとのPTA総会開催以降に、9校の保護者を対象に3,059枚配付して、回答期限である5月10日までに2,507枚の回収をいただきました。回収率は82%でした。現在の進捗状況については、回収したアンケート調査の入力を終了し、回答内容の分析をしているところです。6月中旬を目標に、調査報告として公表するよう作業を進めているところでございます。

自由欄の意見ですが、回答数2,507枚中523枚の自由意見をいただきました。直接的に建設の是非についての意見もいただきましたが、今までの給食に対しての問題や要望項目が多かったと感じました。貴重な意見ですので、現在の給食や新しい給食センター建設・運営の取り組みの参考として活用していきます。

4点目、2月の一般質問でも「共同設置か単独設置かの考え方ではなく、学校給食を実施するに当たっては教育委員会としては学校給食法等で定める諸規定に基づく給食センターの設置運営であり、早期実現の対応が図られることが重要である」と答弁をしております。また、今回の意向調査は町施設の設置方式についての意向調査であり、町の施策として決めるべきものなので、教師全員を対象とした聞き取りは行わない考えです。しかし、これまでも学校給食センターへ勤務する県費栄養士については、これまでに勤務していた給食センターの運営形態や実務などについて話を聞きながら、調査報告をまとめさせていただいた経緯があります。

5点目、大河原町や村田町の状況ですが、大河原町は本町と同じように学校ごとのPTA総会時の説明とアンケート調査を実施して、現在集計中であります。集計が完了後に議会へ報告を予定しているとのことです。

村田町は、住民からの町独自の給食センター建設に関する請願書の対応のために、議会内の産業建設教育常任委員会に請願を付託して、現在委員会内においてこの請願の取り扱いについて審議をしている最中であり、既に3回開催されております。まだ結論が出ていないので、今後とも委員会審議が継続される見込みとのことです。

今後の議論の進め方ですが、柴田町の対応としては6月中にアンケート集計・分析を終了して、最初に議会に報告させていただきます。そして、保護者にも同時期に報告を考えています。町民の皆さんへは、7月以降の広報紙で周知するようになります。また、4月の人事異動で前回の検討会のメンバー構成が変わっているので、検討会メンバーの再構成と3町の現状確認と、今後の進め方や方針等についての会議を6月21日に予定しています。その後に改めて議会に今後の進め方等について考え方を説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最初に、臨時職員の処遇の改善についてです。柴田町ではなぜ臨時職員がふえたのか、増加には3類型あると言われていますが、一番は何でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 一つは定員適正化計画による職員数を増加できなかった、つまり行政需要に合わせた増加ができなかった、その不足分について臨時職員に頼らざるを得なかったというのが実情だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、例えば保育士がわかりやすいかと思うんですが、正規職員から臨時職員に置きかえた、それが一番でしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 現実的には、保育士さんに関しては正規職員を代替する形での補助的な業務になりますが、そうなってきたということです。それについては、保育業務について将来にわたってずっと公営でやっていくのか、アウトソーシングが可能なのか、その協議といえますか検討も入っていた中で、むやみに保育士さんを増加させるわけにはいかなかったという事情もあります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 4代の保育士の正規職員と臨時職員の賃金の開きなんですが、臨時はフルタイムでも約170万円、これは正規の4割弱ということですが、4割で済みますか。もう少し差が開いていませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 一応支給額ベースでは4割相当だと思います。人件費全体で例えば共済負担金、退職負担金まで加えればもっと違う数になると思いますけれども、本人の年収と

いいですか、ベースでは4割相当だと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 公務員法では、非常勤や臨時職員は補助的ないしは一時的な仕事をするという考え方をしていますよね。柴田町のフルタイムの保育士は、どのような働き方をしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） まさしく議員おっしゃいましたように、確かに職務についてはかなり厳しいかと思えますけれども、あくまでも雇用期間の決まった、臨時的期間の決まった任用という形で考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） では、子ども家庭課長に聞きますが、仕事の内容はいかがでしょうか。クラスも持っているんじゃないですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えします。

今、議員のほうから質問があったように、各保育所のクラスにつきましては、正職員1人について臨時職員1人配置と、2名体制で行っております。たまたま臨時職員のみクラスというのは発生するんですが、今のところできるだけ正職員を1人配置して、その補佐として臨時職員をするように、クラス編成の際にはしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 保育士の場合は早出、遅出もありますから、臨時職員だけで対応と、そのクラスだけ見ればそういうこともあるし、正規職員が休みの場合もありますよね。その場合はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） 職員が休むとかそういう場合は、主任保育士とか実際クラスを持っていない保育士が臨時的に当たるようにしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 端から見れば、保護者から見れば臨時職員なのか正規職員なのかわからない状態での担任というような形になっているかと思うんですよね。大切な子供の命を預かるという点では、責任の重さは臨時職員であっても正規職員と同じだと私は思いますが、課長はどのようにお考えですか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（永井 裕君） 議員おっしゃるとおり、責任の度合いに対しては正職員であろうが臨時職員であろうが、子供に対する責任は同じだというふうに考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 日本も批准しているILO100号条約では、「同一価値労働同一賃金」の原則をうたっています。これに違反しないでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（水戸敏見君） まず、正規職員と臨時職員の大きな違いは、正規職員については当然保育士の業務としてのスキル、さまざまなノウハウを身につけることは当然なんです。正規職員についてはそのほかに行政法なり、いわゆる行政職員としてのさまざまな責任、法関係、あとは保護者からのクレーム処理とか、そういった包括的な責任を負うことになりまして、そのための育て方をしているというのが町の保育士に対する考え方です。臨時さんについてそこまでは求めません。いわゆる保育業務の専門的なスキルについては同等のものを期待いたしますが、そこまで行政職としての完全責任を果たしてほしいというふうに思っているわけではありません。その意味で、抵触するかと言われれば私は抵触しないのではないかなというふうに思っています。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 事務的な面では、きっとやっていない部分はあるかと思うんですが、直接子供の保育に当たるという一番大事な仕事の内容だと思うんですが、そこは同じではないですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（水戸敏見君） 議員おっしゃる点はよくわかりますが、保育所の経営、運営といった点についても、正規職員については私どもは期待するところがあります。それは若い職員でも同等に考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 以前、むしろきつい仕事は臨時職員にということも聞いたことがあるんですよ。だから、なかなか同じ職場の中で正規職員と臨時職員が同じような仕事の内容をしているというのは、きつい現場というか、大変なところなんだろうなと思っているんです。その中で、来年の雇用があるかどうかもわからない、不安定な雇用のされ方をしている保育士、一体先にどのような見通しを持って若い人たちが働いているのかなと思うと、何かとても

申しわけない気持ちでいっぱいになるんですね。実際どうですか。先ほどの町長の答弁を聞いても、人間の扱いではなくて物のように聞こえてしまったんですね。でもどうですか。保育士さんは大体女性が多いんですが、これは一つには女性差別だと言われているんですね。教育長、町長、課長の皆さんも、ご自分の娘さんがこういう形で、公務員ですよ、一応ね。臨時とはいえ公務員という形で、役場でこのような使い方をされていると、そのように考えたら、どうでしょう。200万円以下。フルタイムで働いても170万円。絶対自活できない金額ですよ。自活できるのは300万円と言われています。それで200万円はワーキングプアだという言い方を今されているんですけれども、柴田町がさっきの答弁だと150名、3人に1人がこの臨時職員の雇用のされ方をしているんです。この現実をどのようにお考えでしょうか。町長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） やっぱこれは柴田町の問題ではないんですね。国のほうは、保育所は民営化する方向で、賃金等も一般財源化してまいりましたし、施設整備も今は公設の保育所を建てる時に補助金はありません。民間だとあるんですけれども、そのように国の流れの中で柴田町はこのようになっております。もし許される財源がふんだんにありまして、地方交付税もこの職員数に対して必ず補填されるというのであれば、こういうワーキングプアというのはあり得ないわけですね。ところが、国のほうが地方交付税で市町村を締めつけてきた時期がございます。小泉内閣のときですね。それで、正規の職員をだんだん雇えなくなってしまったということですね。

計算してみたんですが、もし今37人の臨時保育士を正規の職員とすると、1億円の経常経費がプラスになる計算になります。ということは、その分、いつも言うんですけれども、限られた予算から人件費をとられて、今要望のある水害対策とか道路とか側溝はほとんどできなくなるという問題に必ず行き当たるんですね。学校司書さんもそうです。図書館司書さんも全部入りたいのは町長やまやまでです。やまやまで、100%人件費等々経常経費でもし財政をしてしまったら、議員から要望する応えは私でなくてもどの町長も応えられなくなるというのは現実にもう見えているんですね。経常経費が94ですから。100万円のうち94万円は町長の自由にならないお金なんだと。あとの6万円の中で道路、水害対策、学校整備、町営住宅、そこがだんだんだんだん人件費でなくなるので、これは柴田町の問題ではなくて国がこういう公務員に対して最低限必要な人件費については支援するという対応をとってもらいたいと。ところが、今回の職員の給料カットについても、急に国のほうが7.8%カットして沿岸部の支援をしなさいみたいな、そういうふうにして地方交付税はうちのほうで7,000万円も自動的に下げられるわけ

ですね。そういうことが現実起こったときに、私ども経常経費がふえていったときに、本当に町民には新しいことは何もできない、それでいいのかというところに必ず行き着くわけなんです。ですから、本当は保育士さんを正式に雇って、安心して親御さんも本人も、町長やりたいはやまやまなんです。けれども、これをやったときに皆さんそれでいいんですかと、議会がそれでいいと判断すれば37人全員職員として雇うことは可能です。その辺をみんなで本当に将来のことを考えて議論していかないと、この部分だけ町だけでやれと言われてもできないという事情もご理解をいただかないと、私は話は進まないのではないかなというふうに思っております。将来、ほかの自治体は保育所を民営化、大河原もそうです、保育所は民営化のほうに動いております。柴田町は幼稚園は民営化けれども、保育所は町でやっていきますというふうにして堅持をしているわけですね。これが民間に移行されると、また違った動きになってくるんです。そこははざまにかけたいというのが今の私の考えでございますので、やっぱり現実的な問題と将来の問題、それからお金の窮屈な、そういう問題をトータルで考えてやっていかなければならないので、そういう実情はわかるんですが、なかなか全員を正式職員にできないと。だから、やれる方法で構造改革特区というのをとって、柴田町は正式に3年間だけは雇えるような仕組みもやっております。その辺もご理解いただきたいなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） もちろん柴田町だけの問題ではなくて、これは本当に全国的な問題です。ただ、私たちの町でこのような雇用のされ方、役場に雇用されている、ある意味住民に雇用されている、そういう人たちがいることをまず忘れてはいけないということ、そして少しでも処遇改善のために何ができるのかということをやはり考えていかなければいけないと思うんですよね。

平成21年5月20日に制定された公共サービス基本法に、このようなことが書いてあります。第11条です。「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」、これはまさに臨時職員を言っているものなんですけれども、まずできるところからやっていってはどうでしょう。それで、調べてみましたら、自治労が2012年6月1日を基準とした自治体臨時非常勤等職員の賃金、労働条件制度調査結果というのがありました。これはごらんになってますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

- 総務課長（水戸敏見君） 特に読んだ記憶はまだありません。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 後で調べていただきたいんですけども、その中にこういう記載があります。「非正規公務員の処遇は厳しく、月給制では16万円未満が過半数を占め、フルタイムでも年収200万円に届きません。職種別に見ると、保育士や図書館職員を含む代表的な6職種では、昇給がない自治体が7割超、期末手当なしは6割前後、通勤費なしは2割超です」、このような記述があるんですね。これを読み返すと、3割弱の自治体に昇給があり、4割前後の自治体が期末手当を支給し、8割弱の自治体が交通費を支給しているということになるんですが、先ほど仙南2市7町では交通費をどこも出していないから柴田町も出していないというような答弁だったんですが、全国的に見れば8割ぐらいは出しているんですね。最低でもまずできるところ、まずじゃあ交通費を出したらどうですか。遠くから来ている人にまず出す、できるところからやるということはいかがでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（水戸敏見君） 交通費については、一番最初に検討しなければいけない問題というふうには捉えています。ただ、仙南の町村会の担当課長会議の中でも話は進んでいるんですが、ある町で交通費が条例化されて出る、隣の町では出ない、ということについては、やはり臨時職、非常勤職の方たちに対する、いわゆる非課税所得ですので、おかしいだろうと。それについてはできれば県内、仙南という形である一定程度のコンセンサスをとってやりたいというふうなことは進めています。ただ、二、三年前から言われていて、まだ実現していないのが実情です。進めていきたいと思います。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） これはやはりすぐに実施していただきたいんですが、もちろん町内から通っている方はいいんですけども、遠くから通っている人もいますよね、臨時職員の中には。一番遠い人で定期代がどのくらいかかっているんでしょうか。調べたことはありますか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。
- 総務課長（水戸敏見君） うろ覚えで申しわけないんですが、仙台の1つ先で2万円前後という話を聞いた記憶はあります。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 2万円近くはかかっているんですね。遠くから来ている人というの

は、それだけでなく通勤時間が長くかかっています。通うだけで大変なのに、そこに大きな定期代を負担しているというのは、どうしたって不公平ですよ。まず最初にできることから、人数は少ないと思いますよ。町内から通っている人もいるだろうから、だからまずそこから始めて、そしてできることから、少しでも期末手当、ここも幾らかでも出せないか。やはり働く人にとって、何がうれしいって期末手当ほどうれしいものはないですよ。ところが、柴田町で働いている人の150人が全くない状態では、働く意欲にもつながってきますから、少しでも支給する方向で検討はできないでしょうか。もう一度交通費、「出す」とはっきり言っていただくとうれしいんですが。その後に期末手当。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） まず、交通費については今年度検討させていただきますと言わざるを得ません。これは柴田町だけというふうに考えたくない部分があります。

手当については、もともと役場が雇う臨時職、非常勤職については公の法上の雇用になります。その中で、自治法なりが手当の支給については原則しないというふうに決めております。ただ、条例で認めればやれることはありますが、あくまでも例外に近いものだと思います。そこに踏み込むべきかどうかについては、いわゆる自治体が雇う非常勤もしくは臨時さんをかえって固定化する非常勤、臨時職にしてしまっ、ある意味のワーキングプアをふやしてしまうんじゃないか、安い正規職に近いものをつくってしまうんじゃないかという懸念があります。少し考えさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 交通費については、柴田町が先鞭を切ってまず払う、やはり労働者にとって、働く人にとっての悪い条件を仙南2市7町で手を組んで、低いまま抑え込んでおくというのは何ともおかしな話だと思うので、柴田町が出せばほかにも出すようになると思うんですよ。やはりこれはやっていくべきことで、全国的に見れば8割近くは出しているわけですから、1年かけて検討するんじゃなくて、さっさと検討してさっさと出してはいかがでしょうか。人数は少ないと思います。まずお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） もともと臨時職、非常勤職について遠くから通うということを想定していなかった遺物なんだろうというふうに思っています。さっさと検討いたします。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） できるだけ早くお願いします。結局、臨時とはいえ公務員だから民間

の労働者とは違う枠組みに置かれているんですね。私も今回調べて初めてわかったんですが、肝心の公務員法は守ってくれないし、労働契約法も非正規公務員には適用されないということで、どこも守ってくれない。本当に法の谷間にいる人たち、その人たちが150人も柴田町で頑張ってくれているというか、やはりそこを何とかしたいと思うので、ぜひいろいろな面から検討してみてください。交通費はすぐにやれることかと思うんですが、ほかの部分でも何かもっと処遇改善ができないのか。

それから、先ほどの答弁で正規職員に登用する仕組みについて町長はできないようなことを言うておりましたが、そうではない、きちんと制度化すればいい話ですよ。試験を受けられるようにすればいいわけです。そして、柴田町の場合はずっと新卒をとらない状態が続きましたから、今20代後半、30代の職員がほとんどいない状況ですよ。そうすると、中途採用しなければびつな形のままこのままいきますから、中途採用が大事になってくると思うんですね。ほかの自治体や民間会社でいろいろな経験を積んだ人を採用するということは、とても大事なことだと思うんですね。ですから、そういう人が余り年齢制限に捉われないで、試験を受けられるようにすべきではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 昨年、現実的にいわゆる土木建築関係の技師については社会人枠で採用をかけておりますので、保育士についても検討させていただきたいと思います。本当に新卒がいいのか、今現実的に中堅、いわゆる経験した社会人枠として欲しいのか、それについては内部でもちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 結局1年や長くて3年等で雇用が切られるようだと、どんなに優秀な人でも今のことしか考えられないですよ。中長期展望を持つことができないわけですよ。やはり正規職員として採用されることで、中長期的な視野に立って物を見ることができて、そういう意味でやはりいい仕事につながっていき、それが住民サービスにつながっていくと思うんですね。人を安く使ったの住民サービスというのは、いつか破綻が来ます。やはり自分の生活が安定していてこそよいサービス、いい仕事ができるのだと思うので、ぜひいろいろな面で検討していただきたいと思います。

次に、「学校図書館司書を町図書館の所属へ」なんですが、7月5日に名取市で総務大臣を務めた片山善博氏の講演会が開催されるのはご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

- 教育総務課長（笠松洋二君） 存じ上げておりませんでした。
- 議長（加藤克明君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（相原健一君） 白内議員の質問にお答えしますが、白内議員さんのほうからお勧めがあって、教育長と私のほうにちょっとプログラムと申しますか、チラシのほうをちょっと拝見させていただきました。それで、早速申し込みはしましたので、よろしくお願ひします。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 最後のところがよく聞こえなかったんですが、実はこれは柴田町図書館に並んでいたパンフレットなんです。私も「えっ。片山さんが来てくれるんだ」と。やはり子供の読書環境について一番わかっている方というか、本当に自分で動いた片山さんですので、ぜひ町長、教育長初め課長さん方にもお話を聞いていただきたいんですが、町長と教育長のところにも実はこれ届けておいたんですが、行ってお話聞いていただけますか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（相原健一君） 講演会については、私と課長補佐と図書館の館長、あと図書館のほうでもし都合がつくのであればということで、場合によってはほかに追加で参加するかもしれません。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 学校図書館の関係者は行かないんですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 大変申しわけございません。横の連絡がしっかりしていなかったことがちょっと今かいま見えてしまったんですけれども、今情報を伺いましたので、これをもとに学校のほうとも連絡をとって、調整をしたいと考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 15番（白内恵美子君） 定員180名ですので、早く申し込みをしたほうがいいかと思うんですが、できれば小中学校の校長先生や、それから図書館担当の先生、職員には行っていただきたいなと思います。柴田町にとって必要なお話をしてくださるのではないかなと期待しているんです。ぜひ声をかけていただきたいと思います。教育長、行かれますか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。
- 教育長（阿部次男君） ちょっとまだ日程については確定しておりませんので、今の時点で申し込むのはちょっと難しいかなと思うのですが、実は片山さんの方々の講演については講演

記録集が出ておりますよね。それは既に読ませていただいておりますので、恐らく今度の講演の趣旨もほぼ同様のことなのかなというふうには思っております。それでもってとりあえずは勉強させていただければと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 実はここに大きな差があるのをお気づきでしょうか。名取市教育委員会は、前の総務大臣の片山さんをお話をお聞きしようと、そしてほかの町まで宣伝に努めているわけです。柴田町では一度も子供読書活動推進事業の中でも片山さんをお呼びしようという声は上がりませんでしたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 私もちよっと就任してまだ間もないんですが、今のところそういった経緯、お話があったという事実はちょっと聞いていません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） やはり図書館があり、学校図書館が充実している名取市では、このような形での片山さんをお呼びしての講演会も、まして自分の市だけではなくて周りにも声をかけて開催するという、こういうことを実際に行うわけですよね。やはりここでとても大きな差があると思うんですね。柴田町にいれば片山さんの講演会は聞けなかったかもしれない、パンフレットを回してくれたおかげで気づいて、お話を聞きに行くこともできる。実際に片山さんは全国を回ってお話ししてらっしゃいますから、やはり柴田町からもそういう声が出たらうれしいんですが、なかなか出てこないというのがこの名取市と柴田町の大きな差なのだなと思うんですが、生涯学習課長は4月からなので、教育総務課長などはいかがですか。学校図書館の関係から。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） お答え申し上げます。

やはり白内議員のご質問にもございますように、教育総務課といたしましても学校の図書館司書は各学校に配置いただくのが必要かなというふうには、先ほどの教育長の答弁にもあったかと思うんですけれども、そういうことですが、町全体の事業計画または財政再建の中で、そういう状況の中で27年度には3名を、平成26年度までは2名をとということで、徐々に配置の数をふやしてきている経過もご存じいただいているかと思えます。そういう中では、やはりご提案いただいた町図書館と学校図書館の図書館員の所属の対応をこれから研究させていただきまして、先ほど答弁にありましたように平成26年度に向けて検討させていただきたいというふう

に考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、5月26日に行われたブックトークというのは、今からゆっくり検討しなくとももう既にすばらしいブックトークができ上がっておりますので、各学校で実施できるような方策を考えてはいかがでしょうか。学校図書館に司書がいるところは、当たり前のようにブックトークは行われているんですね。ところが、柴田町の場合だとそれはできない状況、それから新しい学校図書館司書だとそのスキルを身につけていないためにできない場合があります。ですから、今回せっかく町図書館の司書が準備したブックトークがありますから、ぜひそれを学校で行うように働きかけてはいただけないでしょうか。教育長、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） ただいま配置しております2名の学校司書についても、やはり研修は必要のかなというふうに思います。いろいろな意味で、1人目のときにも町の図書館のほうに一度配置して、研修した上で学校のほうに配置したという経緯もあり、そしてまたブックトークについてもちょっとだけでしたけれども少し勉強してみようということで始めた経緯もありました。ただ、途中からちょっとさまざまなことがあって、それが頓挫してしまった経緯もあるんですが、そのことについてもう一度検討してみたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 途中で挫折してしまったというのは、結局指導してくれる人がいなければやっぱりちょっとわからないという部分もありますので、やはり学校図書館と町図書館の連携というのは今後とても大切になると思います。特に学校図書館司書として配置された人は、学校の中ではたった1人、司書教諭がいるにしてもやはり1人の時間が多くて、どのような仕事の仕方をしていいのかわからない部分がありますので、そこに町図書館が支援に入ることによって、本人のスキルアップが図られ、いずれ自分がきちんとブックトークができるようになると思いますので、検討に時間をかけるんじゃなくて、これもやっぱりさっさとやっていただきたいですね。本当に時間をかけずに検討し、連携することはとてもすばらしいことなので、やっていただきたいと思います。それから、ブックトークのほうは校長会等での呼びかけをお願いします。

では、3点目、学校給食センターです。

きのう、アンケート結果の報告をいただきました。これは実に興味深い内容でした。「柴田

町単独」が18%、「共同」が37%、「わからない」が43%は、まちづくり政策課にとっては予想どおりだったんですか。いかがでしたか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） お答えしたいと思います。

実は、この数値についてはもう少し私のほうとしては「わからない」の数が圧縮されるのかなというところでは理解しておりました。我々やはり3町共同というような中のシステムの中で十分な説明をしてきたつもりなんです、なかなか時間的な制約の中で保護者の方に理解されなかった部分も自由意見の中でかなり指摘されたこともありますので、その辺で「わからない」というような数値が上がったのかなというふうに理解しておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 私は実は予想どおりだったんです。「単独がいい」の倍「共同」があるだろうと。「わからない」は半分近くいくんじゃないかなという気がしたので、ああやっぱりそのとおりの数字が出たんだと正直、予想どおりだったと自分では変に納得しています。

なぜそう思ったかという、と、「わからない」が43%は、あの資料とそれから学校での説明で、わかるわけがないと思ったんですね。実際に自由意見のほうを見ると、例えば「単独」のほうにつけた人も、それから「共同」のほうにつけた人も、どちらでもいい人もいれば、よくわからないというふうに書いているので、一応丸をつけたという感じなんですよね。「わからない」には書きたくないから一応つけたというような感じの書き方をしている方もいたので、やはり皆さん判断に戸惑ったんだと思います。

そこはまあいいとして、十分な時間がとれない中で本当に担当課はとても頑張ったと思うし、特にこのアンケートのまとめ、これを聞いたところ担当課が全て入力して、分析までこれから行おうなんていうのを聞いて、「えっ」と。3,000何人分も、通常の仕事プラスこういうことをするというのはどうなのかな、むしろこういうことこそ委託してというのは本来は必要なんじゃないかなと思いました。貴重な時間をただまとめのほうに使うのはもったいないなと思ったので、こういうときは本来予算化すべきなんじゃないかなと思って、本当に担当課頑張ったなと思っています。分析は楽しみにしてあります。

一番興味深かったのが、この自由意見なんですけれども、おもしろいですね、同じ給食を食べていてもやはり「おいしい」「おいしくない」、両方の意見があって、これは本当に感じ方です。だからどちらだと言えないと思うんです。例えば親は食べておいしいと感じて

も、子供はおいしくないと感じるかもしれないし、逆かもしれないし、この感じ方の違いというのはある意味埋められない部分はあるなど。ただ、給食に感謝している声というのもたくさんあって、それは皆さんやはり給食に期待しているんだなというふうに思いました。それで、多くの方がどちらでもいいという書き方をされていて、それで一番は子供のことを考えてほしい、子供に一番いいようにしてほしい、大切なのは子供だという書き方をしているんです。だから、やはり考えるときに給食はどうあるべきかが先だと思うんですよね。今回は単独か共同かのような、どちらかというところ財政面だけでいってしまったので、本来柴田町としての学校給食はどうあるべきかが全くなかったんですよね。ですから、時間をかけてでも今後それをやっていかなければいけないと思うんですが、まとめはまちづくり政策課ですが、実際には教育総務課が学校給食を担っているわけですから、このまとめをごらんになってどのように感じましたか、課長は。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今ご質問いただいたように、自由意見もまちづくり政策課でまとめていただいたものを全部つぶさに読ませていただきました。やはり感謝しているというお言葉をたくさんいただきましたことには非常に感銘いたしまして、ますますしっかりやらなくてはいけないんだなというふうに思ったところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） それで、この自由意見の中には自校式を望む声もやっぱりあるんですよね。単独であれ共同であれ、わからないに丸をつけた方全てにおいて自校式を望む声も出ているんですね。そうすると、最初から「財政的に無理だからできません」ではなくて、一応自校式にすればどのくらいは予算がかかるんだよと、ただそれに見合ったサービスができるのかどうかも含め、やはり試案としては本来出すべきだと思うんですよね。今後はそれも検討すべきではないですか。絶対そうしなければならないというよりは、理想は自校式、全国の6割はまだ自校式ですよね。小学校の6割は自校式で行って、いわゆる温かくておいしい給食が提供されているんです。ですから、柴田町でも昔に戻すという考え方をするのではなくて、新たな考えで自校式ということも視野に入れてもいいんじゃないでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） まず、自校式についての考え方ということで今ご質問あったんですが、確かにこの自由意見の中でも若干ではありましたが自校式という経験をなされた保護

者の皆さんがそのようなご意見をいただいているところは読ませていただきました。でありませぬけれども、今柴田町ではもう既に共同調理方式ということで進めてきておりますので、やはり今回は3町で共同でやるのか、または町単独で共同調理方式でやるのかということの検討をさせていただいているということから考えますと、自校式になった場合の各学校への施設の整備、または人員配置等々の費用がどれくらいかかるかというのはまだ試算はしてございませんが、概算でいろいろな自校式をやっているところの施設のデータを確認をさせていただくということは、やはりしていったほうがよいのかなというふうには考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 3町の検討会を6月21日に開催するとのことでしたが、どのような内容で行うのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的には、活動的に報告を出して2月から各町独自に情報共有、情報発信をするというようなことで進めておりました。4月になりましたら、改めて今後は共同方式の中でも我々のほうで言うておりました広域と同じような一部事務組合方式でやるのか、こういうようなある程度の方向性、道筋をつけなければ、ある程度説明が今後進まないだろうと。そして、今後实际的にどういうスケジュールで議会と町民等への説明機会を設けるかと、こういうような協働のスタンスを当面考えていきたいと考えております。その中でも、今回いただきましたアンケートを3町もう既にまとめておりますので、それを突き合わせしながら、今後の道筋をまず担当者レベルで考えていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） まずは終わってから議会への報告があると思いますので、その時点でまた私も考えたいと思います。

このまとめの中で、保護者の方から試食会をしてほしいという声も結構あったんですね。これは今後もう少し行ってはどうでしょうか。大体小学校1年生では行うんですが、中学校では全く行わないし、五、六年生もやっていないですね。どうでしょう、町としてももう少し考えてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今、小学校1年生になったときの試食会というのはやるんですけども、その後の実際何年生を対象にしてやっているかは、済みません、まだちょっと確認しておりませんので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 特にやっていないところも多いと思うんですね。たまたま学年行事で行うところがあればやるんですけれども、ぜひまた食べていただいで判断が必要かと思うので、積極的に試食会を行ってはいかがでしょうか。

それと、放射能の問題ですね。かなり気にしている方がいて、地場産の物は家では一切食べさせていないというような記述も結構ありますので、どうでしょう、町民環境課長、もう少し町内の放射能の濃度について、やはり地場産のものはこのくらいですよというのを知らせる努力が必要なのではないでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（佐藤富男君） 柴田町内の食品については、ほとんど今100ベクレルという一つの基準がありますけれども、原木シイタケとか特定のそういうものを除いて、基準値を超えている状態ではありません。今、食の安全ということでご質問ありましたけれども、食品等についてホームページでも載せていますし、また県内の各食材に関する情報につきましても県のホームページ、または毎日の中で基準値を超えたものについては翌日の新聞に載るということでありますけれども、なお一層食の安全ということもありますので、PRについては努めてまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 小中学生の保護者向けに、もう少し給食だより等の中でも取り上げてはいかがでしょうか。安心してもらえるように。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今現在も、毎月給食の食材の放射能をはかりまして、そのデータを各保護者には配付してございます。自由意見の中には、やはり放射能が心配なので地元の地産地消ですか、というような厳しいご意見もありましたが、それもまだ継続して保護者のほうにPRを続けてまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。（「いいです。終わります」の声あり）

これにて15番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時45分再開します。

午後2時30分 休 憩

午後2時45分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

2番桜場政行君、直ちに質問席において質問してください。

〔2番 桜場政行君 登壇〕

○2番（桜場政行君） 2番桜場政行です。大綱1点、通告に従い質問いたします。

スポーツ環境整備についてです。

スポーツに親しみ、スポーツを通して健康な心と体をつくり、友情と触れ合いの場を広げることは、明るく健全な社会をつくる大きな力になります。私たち柴田町民一人一人が生涯を通じて健康で生きがいのある充実した生活を営み、笑顔と活力あふれる町を築くため、スポーツの果たす役割はますます大きくなっています。

本町は、子供から大人までの競技スポーツの活用促進として、町有の体育施設を提供しています。私は、スポーツ少年団の指導者として20年以上子供たちとかかわり、体育施設を利用させていただいております。毎回、休まず一生懸命練習に取り組んでいる子供たちを見て思うことは、けがなく、日々上手になってほしいことと、これからも子供たちが安心して練習できる環境整備が必要と考え、お伺いします。

1) ことし行った体罰についてのアンケート調査によると、これはあくまでも宮城県ですね、体罰を受けた児童生徒の内訳は小学生が129人、中学生が134人との報告が新聞等で掲載されたが、柴田町の調査結果はどのようなものか。

2) 小中学校屋内運動場大規模改修事業の内容は。

3) 学校体育施設のスポーツ用具の管理は学校が行い、使用後の確認を学校開放代行員が行っているが、現在修繕または安全に不備がある用具を確認しているか。

4) 学校体育施設利用団体のメール配信システムの登録状況を把握しているか。

5) 年末年始の学校体育施設の利用できない期間をもっと短くできないか。

6) 柴田町ウォーキングコースがホームページなどで5コース紹介されているが、船岡コースと阿武隈コースを結び、仮称「さくらジョギングコース」として町内外にアピールしてはどうか。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） それでは、桜場議員ご質問のスポーツ環境整備についての1点目、柴田町での体罰についてのアンケート調査の結果についてお答えをいたします。

昨年、大阪市の高等学校で発生しました体罰による生徒の自殺という痛ましい事件を契機として、本年2月1日に宮城県教育委員会教育長からの通知に基づく体罰に関する実態調査を町内各小中学校で行いました。調査は、教職員への調査と、保護者宛てのアンケートの2種類で、教職員を対象にした調査のほうはみずからが体罰行為を行ったことがないかの確認と、学校内外で体罰行為を見聞きしたことがないかの確認を行いました。

一方、保護者への調査のほうは、子供が教員から殴られた、蹴られた、正座や直立等の姿勢を長時間保持させられたことがあるかどうかを子供本人から聞き取りをしていただいた上で、保護者、児童生徒の連名で回答いただくものでございました。

その結果は、学校で体罰として認知したものや、教職員の措置処分を要する等の重大な体罰はなく、各町内小中学校からは「該当なし」で報告がありました。これを機会に、今後体罰が決して起こらないように、教職員を厳しく指導してまいります。

2点目、小中学校屋内運動場大規模改修工事の事業内容についてお答えいたします。

校舎や屋内運動場などの学校施設の大規模改造工事は、通常発生する建物の損耗、機能の低下に対する復旧措置により、教育環境の改善を図り、あわせて建物の耐久性の確保を図るものです。通常、大規模改造工事を行う場合は、国の学校施設環境改善交付金事業の補助メニューを利用いたします。この補助率は3分の1です。事業実施の財源は、この学校施設環境改善交付金と、事業費から交付金を差し引いた額のおおむね75%の起債と一般財源が基本的な構成となります。文部科学省は、補助金の対象施設、いわゆるRC造を建築後20年以上経過した施設、校舎、屋内運動場ということですが、としていることから、RC造の建物は20年ごとに2回まで大規模改造工事を施工し、60年を経過した施設は建てかえとする基本方針を示しているところです。

現在、屋内運動場の大規模改造工事は、昭和57年3月に建設した船迫小学校にて校舎とあわせて行っているところです。船迫小学校のこの工事は、事前に補修等の必要箇所を調査して作成した設計書に基づき施工しております。主な内容は、屋根塗装、外壁のひび割れ補修、塗装、それから建具のシールの打ちかえ、内装塗装、キャットウォークの天井張りかえ、床の研磨、ライン引き等です。なお、床面のバレーボールの支柱受けのふぐあい設計後に判明しましたので、今回の補正予算に提案いたしました。大規模改造工事の工期内で実施いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

近年の小中学校の屋内運動場の整備実績は、平成22年度に船岡中学校を新築し、平成23年度に槻木小学校を改修し、本年度は施工中の船迫小学校が竣工します。来年度以降の大規模改造工事の計画としては、平成27年度と28年度の2カ年で船岡小学校の校舎と屋体を実施する予定にしております。平成26年度に各工事の実施設計業務を委託する計画であります。29年度以降も、西住小学校ほか20年以上経過する施設がありますので、大規模改造工事を含めた改修等を計画的に進めてまいります。

3点目、学校体育施設のスポーツ用具の現状についてお答えします。

学校体育施設のスポーツ用具の管理については、鉄棒や雲梯、サッカーゴールなど、学校教育で使用する器具、用具等については教職員で定期的に点検を行うとともに、学校敷地内の遊具について業者に委託し、年1回安全点検を実施しております。点検結果について、不備を発見した場合には直ちに修繕を行いますが、費用や業者手配などで対応に時間を要する場合は、安全が確認されるまで使用をとめております。また、学校体育施設開放の代行員は、施設の開閉及び使用した器具等の後片づけなどを確認しており、利用者が持ち込んだ器具等については利用者側での管理となりますが、学校体育施設の使用する器具や用具等にふぐあいがあった場合には、代行員及び利用者から学校やスポーツ振興室に連絡をいただき、対処しているところでございます。

4点目、学校体育施設利用団体のメール配信システムの登録状況の把握についてですが、学校体育施設利用にかかわるメール配信は行っておりません。学校体育施設利用については、利用団体が多いことから、利用者が一堂に会して利用する場所や日時について利用者同士が話し合いながら調整し、予約申請しているのが現状です。その調整をメールやインターネット等で行うと、メール等が使えない人たちには予約できなくなる問題や、利用が重なった場合の調整ができなくなります。このようなことから、会議に出席するという制約はありますが、全体を見渡すと現行の調整会議のほうが有効なのかなというふうに考えております。

5点目、年末年始の学校体育施設の利用できない期間をもっと短くできないかについてですが、現状では12月25日から翌年1月6日まで学校体育施設の利用を休止しております。理由としましては、これまで年末年始の学校体育施設の利用延長について要望があったのは1件のみであり、一方で町体育施設の利用状況が少ないことから、学校体育施設の年末年始延長の要望のあった場合は、学校体育施設より5日間ほど利用期間の長い町体育館を利用させていただいておりました。今後、ご質問の学校体育施設の使用期間延長につきましては、町体育施設の休館日と同様に、12月28日から翌年1月4日までに変更し、対応できるように検討してまいりたい

と思います。

6点目、ご提案の船岡ウォーキングコースと阿武隈ウォーキングコースの融合でございますが、船岡コースは白石川の桜並木道を中心とした景観があり、一方阿武隈コースは阿武隈川周辺の広々とした雄大な景観が魅力で、つながればそれぞれの魅力が味わえて楽しいコースになると思われま。

ご質問の船岡コースから阿武隈コースへは、さくら船岡大橋から国道4号線バイパスのルートと、リコー研修所前の船迫28号線を通るルートの2コースが考えられます。距離は約3キロメートルあり、徒歩では40分程度かかります。その道路状況ですが、議員もご承知のように国道4号線バイパスは車道と歩道の仕切りはあるものの、通行量が大変多く、ジョギングやウォーキングをする方には安全性が問題となります。一方、白石川沿いの船迫28号線は、道幅が狭く、車道と歩道の仕切りがない上、カーブで見通しが悪い箇所もあるため、この接続も安全上問題があります。加えて、県道角田線を横断する白幡橋交差点は、信号機の設置はあるものの、対向する車両も多く、道路が波打っているなど、横断の際にも危険が伴う状況であります。このような状況から、現状では接続するためのコース設定に問題があり、難しいと考えております。今後、両コースを接合するための道路整備が進みましたなら、ご提案のさくらジョギングコースなどのコース設定などを検討したいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○2番（桜場政行君） 私も船岡中学校と船岡小学校の先生方とこの案件について少々お聞きはしてしました。いじめはないという話は聞いていたので、大変いい取り組みだと思いました。それでですけれども、今後1月から4月にかけてのこのアンケート調査、それは校長先生の判断ということでお話を聞いていたんですけれども、柴田町の小中学校のアンケート調査はこれからどのような形で、例えば毎月やるのか、3カ月に一度やるのか、どのようなお考えかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今回の体罰のアンケートにつきましては、文科省から県教育委員長を経由して町に来ております。今後は、この動向を見ながら、今回柴田町ではないという報告でございましたので、今後また校長会の中でもそれについて打ち合わせをしてみたいと思います。

- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 2番（桜場政行君） ということは、これからのアンケートはこれからまたお話をする中で決めていくというお話でよろしいですか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 体罰についてのアンケートを今後も継続するかどうも含めまして、検討させていただくということに考えているところでございます。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 2番（桜場政行君） 船岡中学校の校長先生を含めた先生方の話を聞きますと、このアンケートは毎月続けるような方針の話を聞いたんです。できれば、特に体罰に関しては授業のときのやつは少ないと思うんですけども、部活なんかの練習とか練習試合、公式試合なんかで、公式試合ではないと思うんですけども、言葉の暴力なんていうことも恐らくあり得ると思うんです、練習試合なんか特に。そういった中で、そういったアンケートを今後検討するというところでございますが、僕はやっぱり定期的に、例えば1カ月ごとでは大変だと思ったら、やっぱり定期的にそういうアンケート調査をすることによって、指導する先生たちのやっぱり体罰はいけないんだというのがよく認識されて、やっぱり忘れたころにまたどうしてもそういう行動をする、もしくは言葉の暴力というか、部活の言葉の暴力というのは本当に常日ごろ言っていないとなかなか、絶対出てくる言葉なんです。検討するんじゃなくて、前向きに、3カ月に一度かやっぱり休み明けでもいいですし休みごとでもいいですけども、そういった形で検討したいと思いますが、どうでしょう。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。
- 教育総務課長（笠松洋二君） 今、いじめに関するアンケートについては毎月やっているんですけども、体罰について今回初めてでありました。柴田町ではアンケートとしては初めてやっているんですけども、それぞれの学校で、体罰は当然あってはならないものですから、校長のもとに所属教員全員に対してそういう指示も当然しておりますし、ところから毎月体罰についてのアンケートを継続的にすることについては、前向きに検討させていただきたいという答弁をさせていただいたつもりでございました。
- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。
- 2番（桜場政行君） 前向きに検討していただきたいと思います。
- それで、僕の場合はスポーツ環境ということで、小学校中学校の体罰に関してはないという実情を知ることができました。ただ、柴田町にはスポーツ少年団27団体が加入している団体が

あります。正直私もその団体の一人の指導者でございます。実際、日本体育協会が暴力行為根絶宣言を採択して、それぞれの種目ごとに、小学生バレーボールに言わせるともう5年前からやっぱり体罰はいかんぞと、とにかくもちろん暴力、特に言葉の暴力はいけないという状況が全国小学生バレーのほうから指導を受けているわけですが、僕がたまたま仙南の審判長をやっている、よく試合の審判なども吹きに行くんです。ところが、実情はどうなっているかという、結構言葉の暴力は出ています。基本的にこういう暴力をふるったらこんなペナルティーがあるよというのはそれぞれのスポーツごとにあるんですけども、なかなか言葉だけだとちょっと難しい判断があって、現実には上のほうまでそのことを訴えて、その指導者を処罰するところまでなかなかいかないのが実情なんですけれども、ここでちょっとお伺いしたいんですけども、柴田町のスポーツ少年団、27団体ございますが、町としてそういった指導者の人たちの体罰に対する例えば講習会とか、そういったものを今後取り入れるお考えはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 桜場議員のご質問にお答えします。

スポーツ少年団は、議員おっしゃるとおり27団体ございます。やはり最近スポ少における体罰等が特に注目視されていますので、そういったことについては体育協会、あるいは体育協会に当然このスポーツ少年団も入っています、そういう中で、そういった体罰に至らないような、体罰になるかどうかというその言葉が難しい部分もあるんですけども、そういったことも考慮しながら、各体育協会、スポーツ少年団の指導者の方などが集まった場合に、そういったことを訴えていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 教育長。

○教育長（阿部次男君） ちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

この体罰に言葉の暴力を入れるのかどうかというのは、なかなか難しいところがありまして、今回の教職員対象の調査についても、先ほど答弁しましたように殴る、蹴る、それから長時間の正座と直立、この4点に絞っているんですね。それ以外は非常に判断が難しいということなわけです。例えば、よく学校であります、悪さをしたので先生から校庭1周回ってこいとか、校庭1周はいいんですけども10周になったら体罰か、なかなかこれは量とか時間とかで示すのがなかなか難しい。例えば直立といっても、確かに直立不動で1時間といったらこれは大変な苦痛ですが、自由な姿勢でとなればまた話は別。

こんな例があるんですが、これは町内の小学校で昨年度起きた例なんです、授業中騒がし

いので、注意しても直らなかったのでも後ろに立たせた例がありました。よくあるケースなんですけどね。それで保護者の方から体罰ではないかというふうに当然、テレビをごらんになりますから、ご指摘がありました。ただし、このケースの場合はいわゆる直立不動じゃなくて、自由な姿勢で子供たち立っていますし、それから授業にも教室内で自由に参加できているといったことで、校長としては体罰には当たらないと判断をして、今回報告しているという形なんです。ですから、今回の体罰調査の結果というのは「何もなかった」とか「一切なかった」とかそういうことではなくて、調べた結果として校長が体罰と認知できないというふうに判断して、「該当なし」と報告しているという意味ですので、その辺もご理解いただけるとありがたいかなと。

したがって、今スポ少の話が出ましたが、言葉の暴力、確かに子供にとっては深刻な問題だと思います。それでは、何がよくて何がだめなのかというふうになるとなかなか難しい。多分そういったこともあって、文科省では今回の教員対象の調査が初めにお話ししたように具体的に暴力行為、いわゆる言葉じゃなくて殴る、蹴る、それから正座、直立、この4点に絞ったのだと思いますので、その辺もご理解をいただければありがたいなと思って、ちょっと補足をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 確かに教育基本何とかというやつでガイドラインが示されて、今教育長がおっしゃったようなことが記載されてありました。私が今質問しているのは、主に中学校でいうなら部活、今こだわっているのはスポーツ少年団の指導者の方たちの講習会ということですよ。近くには仙台大がありますし、実際やっぱり最近は本当に言葉の暴力がそれぞれのスポーツ少年団の指導者を見ている、わかっているんだけども出ているんです。柴田町は、柴田高校の体育科、そして仙台大というふうにすばらしい先生方がおりますので、そういった先生方にちょっと体罰に関しての講演を年に1回ぐらいお願いして、柴田高校の部活を担当している先生方、各中学校の先生方、そしてスポ少の指導者の方たちに集まってもらって、そんな講演会をちょっと持てないのかなと、そういったちょっとご意見を言わせてもらいたいんですが、どうでしょうかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） ただいま限定的にスポーツ少年団の指導者の件でお話がありましたけれども、そういったことも今後その実態、あるいは実際にその現場のほうを見させてい

ただ、言葉のほうが大分ひどいような状況、励ましの言葉であればいいんでしょうけれども、そういった心に傷を負わせるような言動があるというふうなことがもし見受けられるのであれば、やはり指導者を対象にしたそういった講習会、あるいは講演会みたいなのを実施していきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 練習の現場を例えば役場の方が見に来たら、恐らくしません、言葉の暴力は。基本的には、柴田町はそういう環境に住んでいるので、本当に全員が別に言葉の暴力をしているかというところ、そういうわけじゃございません。ただ本当に大事な試合とか何かになると、時たま出るんです。だから、そういう環境があるから柴田町独自として、仙台大の先生を呼んでもいいんですけども、そういったことを催したほうが絶対いいのかなと思いました。

また、先ほど課長言いましたけれども、現状をつかむには指導者に聞いても「おまえたちは暴力をしているか」と言ったら絶対言わないんです。それこそ先ほど小学校中学校、高校もやったんですけども、アンケートというのは僕いいと思うんです。例えば、スポ少のご父兄の方にアンケートをちょっととる、現状を把握する上では、親の会の方たちというのはなかなかやっぱり、実際自分の子供たちがそういう形で何か指導がおかしいと思ったら本当はやめさせればいいだけの話なんじゃないでしょうかけれども、ただそういう人ばかりじゃなくて、ちょっと指導方法が厳し過ぎるなという親の声も中には聞いているので、講習会と、そして親のアンケートもちょっととっていただいて、柴田のスポーツ少年団とかそういった中の現状を把握することも大事なかなと思います。

実際、私も議員になりまして、4月から監督からコーチという立場になりまして、ちょっと忙しくて余り行けなかった。たまに行くと、言葉の暴力まではいかないんですけども、やっぱりちょっと厳しいかなと。自分が昔物すごく厳しかったので、昔教えていた私と同僚の、それは柴田町だけじゃなくて県内にはたくさんいるんですけども、少なくとも柴田町の子供たちが言葉の暴力を含めた体罰がないような、そういった環境づくりをするには、今言ったような親からのアンケートとかそういった講習会というのは絶対必要だと思いますので、前向きに考えてほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） お答えします。

今お話あったようなこと、余りにも暴力だ暴力だと言って、指導者の方を余り責め過ぎると、逆にその指導者の方が指導を辞退するという、場合によってはそういった最悪の場合に陥

らないように、指導者の方のほうの意見も聞きながら、アンケート、そういったことも場合によっては実施していきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） どうでしょうかね、指導者を責めるのではなくて、そういうことをなくすように、講習会とかアンケートをよろしくお願いたしたいと思います。

それでは、2)の小中学校屋内運動場大規模改修工事ということでご質問いたしました。昨年だったかな、バレーボールの試合で練習中に実業団の方が、腹部に剥がれた木製の床の一部が刺さって、傷は深さ5ミリメートル、幅が約15センチメートルということで、すごい大きなけがをしたのは皆さんご存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 大変申しわけないですけれども、それはちょっと承知しておりませんでした。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） たまたま本当に実業団とかの、要するに全日本男女選抜大会という物すごいでかい大会なんですよ。そのときに、ちょっと練習中にそういった床が剥がれて、木製のやつが胸に刺さって大けがをしたというのは、これはテレビでも新聞でも報道されて、基本的に子供たちが、父兄も含めてなんですけれども、その報道を知ったときに「こんなでっかい大会なのに、恐らくフロアなんか物すごく立派なはずなのに、そういうことが起こるのか」と。ということがあったので、基本的に2番目に大規模改修事業の内容を聞いたんです。

船迫小学校に関しては、床の張りかえはなくて研磨でよろしいんですよね、教育長。

○議長（加藤克明君） 桜場君、先ほどのけががされた体育館は船迫なんですか。

○2番（桜場政行君） いえ、違います。大阪の体育館です。そういう事情があったのでという話で。大阪市の体育館です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 船迫小学校の屋内運動場の床は、研磨を基本にしております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 平成27年度に船岡小学校の校舎もしくは体育館も改修工事に入るといようなご答弁を聞いたんですけれども、船岡小学校の屋内体育館の事業内容は教育長、今答えられますかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 船岡小学校の大規模改造も、校舎と屋内運動場と合わせてという計画でいるところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 実施設計書がまだできていないですね。例えばこれからの船岡小学校とか、西住なんかも平成29年度以降ぐらいなのかわかりませんが、そういう体育館を利用している方々と、これは恐らく学校体育館なので学校の意見とか予算も含めてそういったものが大まかに決まるんでしょうけれども、そういう利用している団体の方たちと集まりを持って、何かお話し合いの場というか、そういうものはできないんでしょうかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 結果から申しますと、今のご質問についてはやらないともやるとも決めていないということなんですけれども、ただ船迫小学校の屋体の件で申し上げますと、まず大規模改造、当然学校の校舎と、子供たちが使う屋内体育館ということでの改修にするわけなんですけれども、それで今回、先ほど答弁で申し上げましたバレーボールの支柱受けは、この間教育長さんのほうにお話がありまして、そういう状況を踏まえましてスポーツ振興室と確認をしまして、やはり開放施設にもなりますので、スポーツ振興室で把握している案件とかも、それは確認をし合いながら、その工事でできるものについては同じ工事に含めて対応するという考えではおります。利用者の方のお声は、そういう意味ではスポーツ振興室のほうで把握していただいているので、それを受けまして、その中では打ち合わせをしているというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） あえてそういう集まりは持たないというふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 教育総務課としまして、その打ち合わせ会というのは開いておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 結構学校体育館を利用している団体の方たちは、特にスポ少なんかは使用料の減免とか、役所に対してありがたいという気持ちの人たちが多くいるんです。決まった回数もしっかりと開放してもらって、だから集まったからといって一方的な要望だけを言う団体だけではないと思うんです。もうちょっと前向きな、体育館の大規模改修にとってもしかす

るといいようなこともお話し合いができるのかもしれない。

例えば、今船岡小学校のバレーボール、先ほど船迫小学校の支柱が新しくなると聞いて、大変いいことだなと思いました。船岡小学校でいうと、バレーボールの話でいうと、完全に支柱なんかもうぼろぼろで、とっても重いんですよ、正直な話。フロアをどういうふうにするかわかりませんが、そういうご父兄の話を知ると、恐らく支柱を変えると、その大きさによっても違うのでフロアの穴をあける大きさなんかは大分変わってくると思うんです。そこまで大規模改修事業に予算が入っているかどうかわかりませんが、集まって話し合いをするのは決して無駄なことではないような気がするんです。感謝の気持ちを持ちながら使用させてもらっている、そういう人たちの集まりだと私は信じていますので、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） ご質問の意図が理解できましたんですけども、これは縦割りということでお答えさせていただくものではないんですけども、学校の屋内運動場を大規模改造する場合には、教育委員会のほうで工事とか進めますので、その該当校にどういう改修が必要なのか、当然それは伺いますね。学校のほうも、利用されている、子供は当然授業中で見ているんですけども、そのほかにも保護者のPTAの皆さんからのご意見とかも届いているということですので、そういうのもこちらにいただいて、それをもとにして進めている。また一方、学校体育施設開放施設として担当しているのはスポーツ振興室のほうで窓口になって、利用されている皆さんとの打ち合わせをさせていただいていますから、当然スポーツ振興室のほうで把握している状況、まずこういう要望がありますよというような内容は当然町の中での連携をとりまして、その実施設計のほうにこれも入れてやってくださいという設計を、全てできるかどうかは予算の関係もございしますが、そういうことで取り組んでいるということをご理解いただければと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） では、後ほどまた出てくるかもしれませんが、3番の学校施設のスポーツ用具の管理ということで、これは学校のほうとしては先生方が恐らく長期の休みのときに調査をするということで、先ほど教育長からご答弁もらったのは、恐らく学校全体の施設だと思うんです。それは去年かおとしあたりの議事録を読むと平間議員とか安部議員あたりが質問して、教育長が答弁なさった内容は把握していました。私がお聞きしたかったのは、あくまでも小学校中学校の学校体育施設の用具にちょっとこだわって見たかったんです。どうなんだろうかね、先ほども言いましたけれども船岡小学校の支柱というのは、さっき聞いたら別に

不備がないような用具になっているということだったんですけれども、本当に船岡小学校の支柱は不備がないんでしょうかね。誰かお答えできますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（笠松洋二君） 今のご質問に対しましては、やはり学校施設、学校のほうで利用するときには不都合がある、または危険だということは、当然予算も伴いますので、予算を要求してくるということになっています。そういう意味で、学校からのそういう報告がまだ私のほうでちょっと承知していないということで、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） そこなんですよね。利用している団体としては、学校で子供たちが使用している用具に関しては割とすぐ把握できる。ただ、子供たちが使っていない用具に関しては、これはなかなか使っているほうとしては、実際一つの例を出すと、僕バレーボール関係なのでバレーボールの話をする、例えば船岡小学校の支柱に関しては学校側で用意していただきました。実際ネットも学校側というか町のほうで用意してもらったんですが、そのネットの上のほうの針金がついている、あれはとでももうぐちゃぐちゃになっていて、とにかくネットを巻くと、もしくはネットを外すときによく針金がぐちゃになったので、よくけがをしているところを見ました。それは私たちスポ少のほうで、ちょっと子供たちこの針金じゃ危ないということで、ネットのそこは取りかえたんです。でも、どこまでが用具として使用している団体が買うのか、用意をするのか、どこまでが学校側が、どこまでが役所のほうで対応してくれるのか、全く20何年間スポ少の監督をやりながらそのやり方というのが、僕がわからないということはほかの方たちもどこまでお願いしていいのか恐らくわからない状況だと思うんですよ。この際というわけじゃないんですけれども、その辺どういうふうになっているのか、ちょっとはっきり言えませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） ただいまバレーボール関係に話が行ってしまっていて、バレーボールの支柱とネットの件だと思いますが、これについては柴田町の学校体育施設の開放に関する条例というのがあります、その条例では学校の教育に支障のない範囲で、いわゆる一般の方に開放するというような条例の位置づけになっています。そういったバレーボールの支柱とかネットについては、あくまでも学校の備品を使うということで、もしそれが使用者の過失で毀損した場合は当然毀損届を利用者の方がスポーツ振興室のほうに出していただいて、利用者側

で修繕していただくということになりますし、あるいは経年劣化に伴うもの、今回の質問はこちらだと思いますけれども、それについてはやはり学校のもので、基本的には学校なんです。が、いずれ代行員さんあるいは利用者の方がスポーツ振興室なり、あるいは学校のほうに直接申し出るなりして、教育総務課と生涯学習課で話し合いながら、修繕するというのも可能ですので、そういったことで利用者の方、特に調整会議にも出席されているので、その席で職員の方にそのことをお申し出いただければ、こちらのほうで調査するような形になりますので、今後そういったことがありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 今の説明でよくわかりました。できれば、調整会議あたりでそういった今の答弁のほうの内容を利用者団体の方たちに説明をしていただけると助かるのかなと。我々ちょっと借りている側という立場なので、なかなかちょっとそこまで言えないところがあったので、その辺は調整会議を使って今のご答弁のような説明をしていただくと、町民の利用者の皆さんは納得し、これからそういう話も気楽にできるのではないかと思います。その方向でよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（加藤克明君） 要望ですね。答弁必要ですか。（「調整会議で言ってもらえるかどうか」の声あり）

答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 年度初めに一応そういったことも会議の中でお話ししているつもりですが、調整会議にいらっしゃるのはいろいろな団体の方で、入れかわったりもするもので、その辺がうまく伝わっていないのかなと思いますけれども、今後ともそういったことを努めてPRしていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） それでは、学校施設利用団体のメール配信システムの登録状況を把握しているかということで、教育長の話だと登録はしていないということでした。実際、柴田町のメール配信システムには、祝日、休日の当番医の連絡とか、この間でいうなら6月2日の交流館の2周年とか、その他いろいろ配信しているわけです。日曜日とか祝日にたまたま練習中にけがをした、そうすると割と、指導者的には祝日とか休みの日にどこの病院が当番医かを把握して指導するのは恐らく普通といえば普通なんですけれども、そうじゃない方がいるんですよね、実際は。だから、このメール配信に登録をしていれば、たまたまちょっと祝日、日曜日なんかには子供たちがけがをしたときには、その当番医がわかるんですよ。だから、どうして僕は

こういったものをしていないのかをちょっと疑問に思って、今回質問させてもらったんですけども、この話を聞いてどうなんでしょうか、いまだに登録をしていないということなんですけれども。体育館の予約とかそういう話じゃないんです。指導者として、たまたま日曜日、祝日に練習をしたときにけがをした、病院はどこなのと。普通の体育館だったら管理人もいるし、当番医がすぐわかりますけれども、学校の体育施設にはそういったものが全く掲示されていませんよね。そのためにやっぱり指導者としてそういったものをぜひとも町当局で登録してほしいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 町のほうとして、11項目の中で配信メールを各課のほうにお願いしております。その中で、実は休日当番医情報というような配信メールがあります。ですから、あくまでも体育施設の利用者がこの休日当番医の情報の配信メールに登録していただければ、常にその情報は取得できるというような形になります。それから、町のホームページ等にもこの情報が掲載されておりますので、携帯電話もしくはスマホなんかで情報検索、これらもできます。ですから、あくまでも体育館利用というような位置づけじゃなくて、休日当番医情報というような登録の仕方でも登録をしていただければと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 僕逆にまちづくり政策課長にお聞きしたかったんですけども、例えばそれこそ休日の連絡となれば、例えば僕は住民懇談会が来たときにまちづくり政策課長がこの配信メールの説明をしたんです。うちの区でしたときには、70名から80名ぐらいの参加の中で1人だったんですよ。2人でしたか、1人でしたよね。そういった中で、そういう場、もしくはさっき言いましたけれども本当にスポーツの指導者がそういった祝日とかに当番医なんか配信されるようなシステムがあつたら、本来からいうと勧めるのが普通じゃないですか。それが課長、どうなんですかね、全くそういうことをしていないということは、まちづくり政策課長としてこういう状況をどう思いますか、逆に。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 申しわけありません。2年前からこの制度は運用させていただいているんですが、なかなか登録者がふえてきていないというようなところで、今平成25年からはいろいろな機会を通じて、出前講座もそうなんです、必ず配信メールの登録の仕方をその場で説明しようというようなことで、少しでもこういうような項目の中で興味を持ってとか、利用していただきたいというようなことでは、啓発には努めているところなん

です。ただ、これについても選択権がありまして、登録する、しないというようなことの自由選択があるものですから、なかなかその辺の形が進まないために、登録件数もふえてきていないのかなというふうに押さえておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） では、生涯学習課としては今話を聞いて、6月18日に調整会議ございますよね。例えばそこで、調整会議に来た人たちにそんなお話しすることはできますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） お答えします。

ただいまのメール配信の登録については、チラシをもってPRを18日に実施したいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） ぜひそのようにしてほしいと思います。

できれば私、メール配信の登録もそうなんでしょうけれども、できれば優しい柴田のまちというふうに考えると、僕は今回はスポーツ環境整備ということで質問させてもらっています。メール配信をした上、各小学校の体育館にぜひとも掲示板なんかをちょっとつくってもらえないかと思ったんです。例えば広報しばたでもいいし、今言ったおしらせ版なんかには恐らく休日当番医なんかも載っています。お金は要らないと思うんです。毎月出るようなお知らせ版を画紙なんかで張るような形も、町の体育館には恐らく管理人もいるしそういう情報が得られるんですよ、既にあるんです。ただ、学校関係のそういった体育館とかには全くないので、たまたまちょっとメール配信を勧められたんだけどもししていないやとか、もしくは町の情報が張ってあれば、たまたま練習試合なんかしたときにそういった情報を町外の方たちが得られるということで、お金もかからないし、そういったコーナーを設けることはできますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 学校のほうにその掲示板を設ける云々については、学校のほうの管理上もちょっとあるので、すぐに返答はできないんですけども、こういったことでいろいろところで調整会議やら、そういった形で今後PRしていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） これは要望になると思います。私は各小学校の体育館にもそういった掲示板コーナーをつくっていただき、そしてぜひともそういったものを掲示してほしい。そして、その掲示をする担当として体育館を利用している団体の方に例えば月に1回ずつ交代制で

やらせるという形だと、職員の手間もそれほどかからず、本当に優しいまちなのかなと思いますので、前向きにそのように取り組んでいただければと思います。要望です。

続いて、年末年始の休みを短くということでございます。実際、10年前に比べると今休みの期間は確かに短くはなっているんです。前に町長がうちの大会に来てもらったときに、実は年末年始、長いときで恐らく3週間近くぐらい練習できない時期があったんです。なぜこういったことを質問したかという、確かに町の体育館を使うこともできるんでしょうけれども、基本的に自分たちのホームというか、バレーボールのボールとかいろいろなかごとかがある関係上というか、使いやすいことは使いやすい。そして、スポーツ少年団の室内の種目に言わせると、新人大会が1月末とか2月の頭に試合が行われるのが現状だったんです。それで、何せ小学生が行うスポーツですので、子供たちが1週間ないし10日休んでしまうと、ずっと教えてきたことがなかなかできなくなるという状況だったので、本当に1日でも休みが短ければうれしいのかなと思いました。また、私たち柴田町が使えないということで、仙台の泉のほうによく1月2日とか3日あたりに行くんですけども、そういった開放をしているところもあったもので、そこまでは言いませんけれども、柴田町もちょっとでも短くできたらなという思いで質問させてもらいましたが、なかなか難しいということもわかりますので、先ほどの教育長の答弁でいいと思いますけれども、改めてもう1日ぐらい短くなりませんか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 教育長の答弁で申し上げましたけれども、これまでは13日間、学校体育施設については休止というふうな形にしておりましたけれども、町の体育館のほうは8日間ということで、今回5日間延ばすようなことで検討するような方向でしますので、それで今後対応していきたいと思っておりますけれども、一部学校側と調整部分もあるので、ちょっと時間をいただければなというふうに思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） それでは、さくらジョギングコースなんですけれども、私はいろいろなホームページを見ていたら、ジョギングコースはあることはあるんですけども、大々的に訴えるところがない。そして、柴田の白石川堤をウォーキングしている方々のお話を聞くと、もちろん町長も恐らくそうだと思うんですけども、桜というのは春だけじゃないんですね。四季折々すばらしい見方とかありますし、我々さくらの会の仲間たちも同様に思っている。ところが、いざ4月を過ぎると白石川堤沿いはウォーキングをしている方は何名かいるかもわかりませんが、確かに実際はちょっと少なくなっているのかなと思いました。ある情報と

いうか、若い人だと思うんです、とにかく船岡のウォーキングコースと阿武隈コースをつないだら、日本屈指のジョギングコースができるんじゃないかと、そういう話を聞きました。確かにおもしろいですよね。桜があって、白石川があってということで。ちょっとUターンをするような形になるかもしれません。

それで、先ほど教育長が船迫28号線、ちょっと危ないみたいな話を言ったんですけれども、確かにあそこは歩道もなければ幅員も狭いし、大変だと思います。ただ、カーブミラーは2カ所についていて、僕も何回かあそこを歩いたり走ったりしましたが、気をつければあそこだけは大丈夫だと思うんですけれどもね。要するに表蔵王に曲がるところの東船迫のあそこから、白幡橋までですよ、基本的には。あそこはお金をかけなくても、ちょっと注意をすれば、あそこだけちょっと気をつければ、旧国道の白幡橋の道路を渡るときは確かに信号なので、そこでちょっととまらなければならないという感じはしますけれども、そこをちょっと気をつければ、どうなんでしょうかね、桜を利用したジョギングコース、僕は可能かと思ったんですよ、正直。教育長、どうですかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 船岡コースのウォーキングコースと阿武隈コースをつなげたらというご質問ですけれども、私もあそこを毎週日曜日、朝ソフトに行くときに車で通っていますし、あと5年ほど前からノルディックウォーキングであそこをグループで歩いたことがあるんです。下の細い道路なんですけれども、飛ばしてくる車があるんですね。結構カーブが大きく曲がって、大分歩いているところに寄ってくるということも、私もちょっと怖いなというのもありましたし、あと雨が降った後に水たまりが結構できているんですね。その水しぶきが車によって大分歩いている方、通っている方に飛ぶという事例もちょっと私見ていましたので、個人的に行って楽しむのは、個人の責任で歩くなりランニングなりするのはいいと思うんですけれども、町としてコース設定するにはちょっと問題があるなというふうに感じています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 当初、船迫の28号線に遊歩道をつくれればいいのかと思ったけれども、そんな予算はないので、あそこを三、四回走ったんだけど、どうなんでしょうかね、町のほうとしてはやっぱり難しいですかね。私的には、カーブミラーもカーブのときに見ていて、ジョギングなので例えばそんな5名10名で走る人も恐らくそうそういないと思うので、一、二名か3名ぐらいで縦になっているので、あそこさえクリアすれば本当にさくらジョギングコースっていいんじゃないかなと思ったんですけどね。本当は、今の話だとちょっと難しいという

話なんですけれども、前向きに考えられるならここからは私の意見なんですけれども、そこに掲示板を、1キロメートルごとのやつを、はなみちゃんみたいなちょっと絵を描いて、ここは1キロメートル、1キロメートルごとにそういう看板を置くとか、もしくはトイレの設置場所とか、もしくはホームページを、今のウォーキングコース、柴田町のホームページを見るとこんな感じなんです。これじゃお客さん来ませんよね。いろいろ見ていたら、近くに大河原町さんが結構きれいなウォーキングコースを10カ所ぐらいやっているんですよ。ちょっとこれね、船岡のウォーキングコースのこのホームページはちょっと小学生の絵みたいな感じだと思うんですけれども、これに関してどう思いますかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原健一君） 私も手元にあるんですけれども、実は細かい地図もスポーツ振興室のほうでは持っているんです。ただ、皆さんにわかりやすいということで、簡単なイラストでやっているんですけれども、この辺については今後少し検討させていただければと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○2番（桜場政行君） 私の今回のテーマはスポーツ環境整備ということでございました。今回ちょっといろいろ細かいところまで、またちょっとできないようなことまで言わせてもらいましたが、これからつくるであろう不二トッコン跡地の総合体育館をつくる前に、やはり今現在の体育施設の環境をしっかりと整えて、一日も早い総合体育館の審議ができればと要望いたしまして、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて2番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

次に、13番水戸義裕君、直ちに質問席において質問してください。

〔13番 水戸義裕君 登壇〕

○13番（水戸義裕君） 13番水戸義裕です。もう少々おつき合ください。

大綱2問、質問いたします。

生活関連の道路行政は。

本町における道路整備についてお伺いします。

住民の方からの道路、側溝の整備に対する要望は多種多様で、個人レベルのものから自治会等まで多岐にわたります。件数も、我々議員が日常的に活動している中でも多く寄せられます。住民の方の思いと望み、必要性が強く実感させられます。

要望だけではなく、失望の声を寄せられるのも現状です。「何度も要望しているが、「検討

する」との回答のみで、一向にやってくれない。それも、「検討する」と言ったのに、やるかやらないかの検討結果の報告もない。できないならできないなりの理由を示してくれば理解もできるが、それさえない」という意見も聞きます。もちろん全ての要望に応じていくことは難しいということは承知しています。しかし、こうした状況にあるからこそ、効率的、効果的な道路、側溝の整備を行うことによって、住民の満足度を高めることはもちろんのことながら、より多くの住民が納得してもらえような道路行政にしていかなければならないと考えます。

通過車両の増加で、舗装の割れやくぼみができ、傷んだ箇所の補修も増加しておりますが、地域からの要望に応えるべきと思いますので、町の考えをお聞きいたします。

1) 一般道路の最近の整備状況は。

2) 道路と側溝などの工事に関連して、工事計画と完了の情報を住民に知らせることができないか。また、その取り組みをする考えはあるか。

大綱2問目、**農道の整備は。**

農道とは、農業のために設けられた道路で、農業活動に直接かかわりを持つ道路です。道路法に基づく道路の区分ではないため、所管につきましては農業を管轄する農林水産省になります。

農道の整備は、本町の農業の発展を図る目的の事業であると理解しております。最近はこの農道も生活道路として利用されることも多くなっているようです。しかし、道幅が狭いため、車両のすれ違い通行ができないとか、歩行者が安心して通れないなど、危険な状況になることもあります。近年、農業機械が大型化し、その重量によって農道を破壊してしまうこともあると考えます。また、農業の担い手不足と高齢化のため、農機具のオペレーターも当然高齢者が担っているわけであります。大型のトラクターで狭い農道を通ることは、危険も伴います。そこで、お聞きします。

1) 国の政策に沿って農政を行っていかなくてはならない中、本町でも農業基盤整備の計画もこれから予定されています。水田に接続する多くの農道は狭く、路面も高いのが現状であります。農家に一番身近な地方行政として、危険性の高い農道を改良する必要があると思うが、町の考えをお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員から大綱2点、道路関係がございました。

まずは、生活道でございます。

1点目、一般道路の最近の整備状況についてですが、近年2カ年の整備状況についてお答えいたします。

平成23年度は、側溝整備が8路線、約800メートル、道路改良が4路線、約750メートル、舗装整備が5路線、約500メートルで、17路線、整備延長約2,050メートルを1億5,000万円で整備いたしました。平成24年度は、側溝の整備が9路線、約700メートル、道路改良が10路線、約1,060メートル、舗装の整備が6路線、約1,270メートルで、25路線、整備延長3,030メートルを1億5,500万円で整備いたしました。また、震災により被災した一般道路の災害復旧工事を89路線、約2万3,470メートル、6億6,300万円で実施しております。

平成25年度の整備予定につきましては、49路線、整備延長約1万1,000メートル、事業費5億6,000万円で道路整備を予定しております。

2点目、住民へのお知らせ方法ですが、これは平間奈緒美議員からも昨日同様の質問をいただきました。工事計画につきましては、具体的な計画が定まっているものについてはお知らせすることは可能なんです。一般道路の改修など維持的な工事については、より具体的な工事内容が固まってからのお知らせになりますので、事前にお知らせすることが大変難しいことをご理解ください。また、完了の情報ですが、平成25年度終了に合わせて、関係課と協議しながらお知らせできるよう、前向きに取り組んでまいります。

農道の整備関係でございます。

柴田町の農道は、昭和38年度から進めたほ場整備事業との一体整備によるもの、昭和49年度から取り組んだ農村総合整備モデル事業による整備が主で、柴田町の農道台帳では159路線、総延長6万3,543.6メートルになっています。なお、総延長の約75%は幅員1.8メートル以上4メートル未満の農道になります。

近年、安全性の面から大型農業機械に対応できない農道もあります。抜本的にはほ場整備事業の中で農道整備を一体的に取り組むことが一番の対策と考えております。現在、12地区で活動していただいている地区資源保全隊では、簡易な農道路面の改良など、整備していただいているところがございます。なお、町といたしましては、関係機関と連携しながら、農作業安全対策の観点で啓発活動等を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、ご了承願います。

再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） ただいま答弁いただきまして、実績としてはもちろん何ら恥ずることないというか、手を抜いていることはないということはいくよく承知の上であります、それは道路工事補修、これについて何を基準にこの路線をいつやるかといったことを決めているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

まず、補修、修繕という点については、まず一番危険だということを考えております。例えば舗装道路であれば、クラックとよく言うんですけれども、亀甲状に亀裂が入った状況なのか、それが一部取れかかっているのか、一部その下の路盤まで影響があるのか、そういったところを判断して、危険だということから優先的に手をかけているつもりです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） この路面が危険かどうかの判断をするのに、路面性状調査システムというのがあるというのはご存じだと思うんですが、このシステムというのは道路舗装を維持管理する際にデータをとるためにひび割れ、わだち掘れ、平坦性などを測定してデータを解析するシステムだということで、これは走りながらやるということで、1日数百キロメートルの延長を調査することが可能だということで、これがいわゆる路面性状の3要素ということで、ひび割れ、わだち掘れ、平坦性、これをいわゆるデータとして持ってくることによって、それを基準にしてどこの路線を何年にやるかという、これを取り入れている自治体があると聞いていますが、本町は今危険度というのがまず優先だということなんですが、このシステムを取り入れてやったとかやるとかということはあるんですかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

さきの経済対策の関係で、国の補正をいただいて、路面補修をこれからやるんですが、それに先立ってうちのほうも路面性状調査、多分6月いっぱい調査が整うと思います。その中でクラック率とかわだちの状況を確認して、当然経済対策のほうで舗装、修繕しますので、柴田町でも今年度初めて実施をしたということです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。こういうことをすることで、いわゆるデータをもとに今質問の中で読みました「一向にやってくれない。返事も来ない」といったことが解消される一

つになるかなというふうに思いますので、客観的にこのデータをもとにして、「いやいや、こういう事情でこの道路はまだ大丈夫なんです」と、道路に関してですけれども、側溝はまた別ですけれどもね、そういったことができるのかなというふうに思いますので、ぜひこれは十分に活用してやっていただきたいというふうに思います。

それで、道路の維持管理ということになると当然街路樹があるわけですが、この街路樹の管理ですね。これは当然町の、これに関する業者とかの入札でやっているというふうに思うんですが、こういう状況は何年ごとにやるということじゃなくて、路線ごとにやっているというような状況だと思うんですが、これについてお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

街路樹剪定につきましては、西船迫の幹線の街路樹がありますところとか、西住とか、毎年定期的に行っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。

それでは、これは何回か議会でも出ているんですが、狭隘道路ですね。狭隘道路というのは本町には何路線あって、解決したところとこれからというところと、どれくらいあるのかお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 狭隘道路については扱いが非常に難しいというか、当然4メートルの道路幅員がなくて、建築基準法上で後退しないと建てられないというところを一般的に狭隘道路というふうに名づけているんですけれども、相当数町内にはあります。それで、船岡中央1号線ということで、菊池スタンドさん、はたはたさんの県道を挟んで向かいにあったんですけれども、あそこから入って行って、右に折れるところについては改良済みでして、槻木下町3丁目、ちょうど昔の玉崎商店のちょうど裏側、赤道みたいなどころがあるんですけれども、そういったところを今施工しています。平成25年度、今年度も船岡東35号線だったと思います、永山設備さんがある新田道路から1本入ったところにちょっと戸建てのアパート関係があるんですけれども、そういったところの細いところを今年度も実施したいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 確かに難しいし、今さら拡幅しようと思っても住宅が建っていることで

それは不可能ということになるとなかなか難しいということではありますが、それもいずれにしてもやっていかなければならないということなので、今後また進めてほしいというふうに思っています。

そういった意味で、国でも道路行政マネジメントとかということでは何か進めているというふうなこともあります。より効果的、効率的に透明性の高い道路行政へと転換を図るためというふうなことで、国がやっているようですが、このような新しい仕組みに取り組むというか、取り組んでいるというか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えします。

ただいまの道路行政マネジメントということですね、本当に詳しいところまでは承知していませんが、実は私たちも透明性という点におきましてはできるだけ町の事業については「よくわかる予算」とか、平間奈緒美議員のときにもお話ししましたけれども、社会資本整備総合交付金事業のように、事業の内容とか計画期間が定まったようなものについてはできるだけ早い段階で明らかにして情報提供していきたいということで、透明性については十分今後も引き続き気をつけていきたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） やはり道路については常に利用するという、そして自分の家の前が傷んでいるということになると、ほかで工事をしていますということと言っても、我が前ができないことには「町は何もしないんだ」というふうな短絡的な考え方と言ったら語弊があるんですが、そういうふうになると。だから、そういうことに対してこういう事情で今やって、この次はこちらの路線ですといったようなことで説明できれば、それはそれで納得するんだろうというふうに思います。ということから、こういったマネジメントとかを取り入れていただいて、不満ということだけではやっぱり言うほうも切ない話なので、言われるほうもそれもまた「やっているのに言われる」ということになるので、そういうことはしっかりこれから体制をとって行ってほしいというふうに思います。

きのうの同僚議員の質問の中でも歩道ということでも出てきていますし、なかなか難しいんですが、今歩道の安全ということになるとまず通学路ですか、これは保護者とか学校と担当課等で通学路を決めるということで今までやってきているんですが、最近では交通安全ということ以外に、あつてほしくないんですが事実防犯上の観点からも通学路ということが言われるような時代になってきていると。そういった意味では、通行量の多い道路、人や車が余計通る

道路のほうが、要は目撃者なりなんなり、人が多くいるということでは安全になるというふう
に思うんですが、車が通らなくて安全だということは例えば防犯上はそれは逆効果になるとい
うふうに思うんですね。そういったことで、両方がうまくいくということとはなかなかないん
ですが、歩道についてのというよりも通学路の、いわゆる農道の一部を、例えば私の地区なん
かもそうですが、12B区の子供たちが通うところは農道でもあり、町道なんですけど農業機械も
通る、一般通勤の車両も通るということで、朝ですね、子供たちがいわゆる縁石も何もないと
ころを通るということで、非常に危ないなんていうこともあるんですが、こういう今後安全
上、防犯上も考えたということになるとどうなんでしょうかね。それだけでは大変難しいとい
うこともあるんですが。

それからもう1点が、通学路なんだけれども、ふだん、要は冬でない時期はいいんですけれ
ども、冬の時期は除雪すると路肩に雪が積もって、子供たちが車が来るとよけるところがない
といった道路もあるというふうに聞いていますが、その辺の通学路と歩道の関係で、今これか
らしようと思っているような何か対策というか、ありますか。それと、問題になっているそう
いう通学路と歩道ですね、それは何路線あるかというのは把握しているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 申しわけございません。通学路と歩道がどれくらい重なって
いるか、どのぐらいの延長かということについては、済みません、細かい数字を今持っていま
せん。

ただ、きのうもちょっと平間奈緒美議員のほうにもお答えしましたけれども、歩道の整備に
ついての考え方については、まず小さい段差をなくすとか、それから例えばふたの一部に穴の
大きいところがあればその改良ができないかとか、そういった小規模な改良から始めざるを得
ないなというふうに考えております。実は、これはまだ課内でもしっかり煮詰めていないとこ
ろはあるんですけれども、たまたま点字ブロックの関係で対策監と2人で町内をくまなく歩い
たつもりなんですけれども、やっぱりそういった歩くことを、時間をつくって続けていきたい
なというふうに考えていました。その中で、問題点を自分たちで見つけて、改善もしていきた
いなというふうに、歩道については今考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そういうふうに課長みずからがパトロールしてというふうな状況と、い
わゆる道路の状況報告というんですか、たしか区長さんとか、それからその道路の近くの住民
の方から、「あその路線に穴があいている」とか「破損がある」とかというふうな情報が寄

せられて、工事することも当然あると思いますよね。私も何回か、議会に来るときに「あそこに穴があいている」ということで言ったことはあるんですが、そういった意味でどうなんでしょう、道路維持作業員といったような名称で実際やっている自治体もあるようです、この道路がこういうふうになっているよという情報を寄せるための。それに対応する職員か何かだと思うんですが、そういうことで今町では道路の破損状況を手にするというか情報を得るということは、職員がパトロールしてということは物理的にもう無理な話だと思うので、そういったのはいわゆる区長さんなり、地元の人たちから寄せられているということで今、それをもとに補修なりなんなりしているという状況ではあるんですかね。その辺をお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） まず一つは、職員がパトロールということなんですけれども、パトロールとして実施するというのは日常の中ではなかなか時間として難しいので、例えば現場に行く際にはAの路線を行ったときには帰りはBの路線を帰ってくるとか、工夫をして、できるだけ多くの道路を通るような工夫は、これは依然からずっと都市建設課で続けています。ただ、今議員さんおっしゃるように、私たちが見つけるよりはやっぱり町内会、区長さん初め、当然議員さんからの情報もありますし、区長さんからの情報、それから直接住民の方から連絡をもらうという情報も多いわけです。職員よりは、はるかにほかから入ってくる情報のほうが多いです。当然情報が出れば、現場に行ってみただけでなくて、先ほど「検討すると言ったきり何もしない」という話なんですけど、特に4月から気をつけていますのは、職員が行った先で決断してこいという話をしています。ということは、見て戻ってきて、次誰かに報告して動くということじゃなくて、見た段階でどういった答えが出るのかということはその場で判断して、決断をして帰ってくるということで、当然時間をいただかなくてはならないものについては丁寧な説明をさせていただいて、時間をとらせてもらっているというケースもあります。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） できるだけそういう情報は、いわゆるリアルタイムというか、即効性のあるものでないと効果がないということなので、そういったことも今後検討して行って、よく言われるのは「街灯が切れたら、区長さんに言うより議員さんに言ったほうが早くつくんだ」なんていうことで、私も言われたことがあります。「いや、それはいわゆる議員の仕事と区長さんの仕事というのは分けるということで、最近変わっているんだよ」という話はするんですが、言われたからにはそれは言いますからということになるんですが、そういったことで協力的体制というか、道とそれから街灯とか、そういう破損状況をいかに素早く情報を得て対処する

かということでは大事なことなので、この辺をよくやってほしいというふうに思います。

それから、町道というか道路については、白線が引いてあるわけですが、この白線について道路の管理ということ、ガードレールのあるなしからカーブミラーや側溝の整備、ふた、さまざまあるわけですね。そういった意味でいくと、さっきの路線のあれから考えてもかなりの数になるというふうなんです、ただこの白線が薄くなったり消えていたりするということになると非常に危険があるんじゃないかというふうに思います。というのは、例えば夜間とか雨の降っている日というよりも雨の降った夜間ですか、そういったときには当然車とかバイクで走る人は何を頼りにするかというと、もちろん自分の目ということは当たり前なんです、その白線があるかないかによってもやはり通行するのに頼るということがあると思うんですね。そういうふうにして走るということが実際あります。町でも交差点ですか、丁字路とか十字の白線を引いてたしかやっているところが何か所もありますよね。ここは交差するところですよといったこと。そういったことで白線についてはどのような体制というか、当然業者はそんなに多くはないので、あれなんですけれども、白線についての対応ということでどのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 白線につきましては、交通安全ということがありますので、まちづくり政策課と連携をとりながら、当然まちづくり政策課のほうで安全対策上やるところと、それから新たな道路ということで道路改良で都市建設課がやるところがあるんですが、まずそういったことで分かれてはいるんですけれども、今ご指摘のあったように白線が薄れていると、当然私たちも車を運転する身からすると当然はっきりしたほうが走りやすいですし、たまたまそこを歩く人がいればはっきり分かれていたほうが歩くほうも歩きやすいということがありますので、より連携を深めて、対応していきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 補足で、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 白線の情報、集約の仕方なんです、今地域のほうからいろいろ地域計画を策定している中で、「ここが薄い」「ここが交通事故がよくある」という情報を、去年あたりから集中的に受け付けをしております。そういうような計画性を持って、まず現場を見て、どこが本当に消えているかという確認をさせていただいて、優先的につけさせていただいているところです。当然、白線だけじゃなくて防護柵というか、そういうようなものもあわせて当初計画の中でことしは250万円ほどの計画もしております。間もなくそちらのほうの工事にも着手というところで、今現在進んでおります。特に、いろいろ情報をいただ

いて、現場の中で緊急優先的なところを我々担当のほうで判断させていただいているという状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） わかりました。白線、それから今交差点ということをお話しましたが、いわゆる農村部にしかこれは実際ないと思うんですが、いわゆる水田地帯というか田んぼですね、そこにガードレール、あってもなくてもいいんですけれども、そこに交差点があったところということで、こんなに見通しのよいところでよく衝突事故が起きているということが、私も今まで何回かその経験をしてきているんですが、町内には何もなくていわゆる田んぼの中の交差する道路、こういうのというのは何カ所かあるんですよね。わかりますか。何もない、要するに道路が交差するだけで、目標物が特になかった田んぼの中の道路とか、それが車で普通で走れるというか、そういうところというのは町の中にもあると思うんですが。例えば、槻木の入間田の、農道ずっとありますよね、山の中を走っている道路、その中に田んぼと田んぼの中に交差する道路があるんですが、そこはいわゆる標識もガードレールも何もなくて、そういうところで事故が起きたりするというようなことが、私が勤めていたころ岩沼でそういうことがあったんですよ。そういうところが町内にもあるかどうかということですよ。その辺は把握していないですかね。

○議長（加藤克明君） 水戸議員しかわからない質問ですけれども、答弁はまちづくり政策課長からさせていただきます。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 農地についてというか、農道についてはある程度幅員がないと狭まるだろうと。逆にそうすると事故を誘発するというような条件もあるかと思えます。実際的に我々のほうにそういうような場所があるのであれば、警察ともども確認をさせていただいて、対策をとらせていただきたいと思っておりますので、ぜひその辺の情報を教えていただければと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） それに近いところがあるということなので、ちょっと何号線かというのは今忘れてしまいましたので、後でまたそれは。

最初に言った道路工事をやりますという計画とか、それから道路工事が終了しましたということでお知らせできないかというのはきのうもたしかあったと思うんですけれども、これについて以前この質問をするに当たって課長と話したときも、今治市のホームページを見るとことし工事をしますというところと、工事が終わりましたというのが道路課のホームページに載っ

ています。これが道路課だけじゃなくて、下水道工務課、水道工務課、農業土木課、港湾建設課というさまざまな課がホームページに載せて、工事予定と工事が終了しましたというのを載せているということで、これについてはきのうの答弁でも町長が、要は「何でうちが来年で」というふうなことを言われるんだというふうなことがありましたが、これについてはやはりきのうの答弁のとおりで、難しいと思うかできないと言うかという話なんですけど、どうなんでしょうかね。できるとは思うんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町が道路を前もってできないのは、まず絶対の道路予算が足りないということでございますので、「これしかないのか」というような状況が続いておりましたので、かえって政治的には混乱を与えるのではないかなというふうに思っております。ただ、大分公共事業に道路整備の予算がつけられますので、量的には問題ないんですが、今度はそれを維持できるだけの財政的な動きがあるかということ、実は地方交付税が毎年変動するものですから、これが厄介なんです。ですから、国の予算がついた、例えば今までやってきました四日市場1号線、上名生3号線、富沢16号線というように、国の制度に乗ったものについては安定的に予算が確保できますので、これはお知らせできるんですが、たまたま来年度は1兆4,000億円、地方交付税を減らすと国は言っております。そうしますと、柴田町はどこにしわ寄せがいくかということ、実は道路行政にしわ寄せをしなければならないと。そのほかには、いろいろな、午前申白内議員にもお話ししましたが、経常的なものについては若干おくれがちなのを前向きに柴田町は取り組んできました。一番いいのは乳幼児医療ですね。10月から7,000万円かかるんですが、その次はインフルエンザとか、ですからこういう固定経費が順々に柴田町の財政の硬直化を招いておりますので、今は94まで来ていますから、これがだんだん95、96、97と来ると、道路の弾力的な予算が組めないの、やっぱり国に減らすということと言われると前もってお知らせしたら、実際できませんでした、今度は謝り方をしなければならないということなので、ある程度の幹線道路についてはできますけれども、維持補修的なものなかなか難しいと。ただ、柴田町としても国の予算に乗らなくても、通学路関係、例えば柴田町単独でやってきました船岡東43号線、このような大規模にやらざるを得ないところにつきましてはお知らせをしていきたいというふうに思っております。ですから、延長の長いところを一気にやるときにはお知らせしていきますけれども、部分的に補修するというのはこれはなかなか今治市のようにいかないのが実情だということをご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長、補足。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今週皆さんのところに「よくわかる予算と仕事」が配付されます。実は、我々のほうとしても説明責任ということで、実施計画の中で当初予算と連動して事業を計画しております。それを「よくわかる予算」の紙面を少し変更しまして、わかるようなポイントを大きな生活道路とか、確定している部分等については「よくわかる予算」の中でことしの計画というような表示ができないかということで、来年度、紙面を少し変えようということで、今担当ともどもいろいろな情報を得ているところです。もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） まちづくり政策課長が出てきたということで、実は今治市のこの方式ですけれども、今治市のほうに電話をして聞いてみました。これはどういうふうにして載せて、これを載せることによって、うちは来年だ、あっちは終わったというふうなことで不満は出ないんですかということを知りましたら、このホームページに載っている道路工事は、実は自治会からの要望であって、その中でできるものをホームページに何年度中にここはやりませ、終わったものについては終わったときに載せるということは、いわゆる自治会からの要望で何か三、四年前ぐらいに始まったらしいです。ということで、そういうことになると今やっている町の地域計画、この中で各地域でうちはここの道路を先にやってほしいというふうな要望が出されるようなことがどこかの地域から上がって、もちろん順序がつくことになってもしようがないんですけれども、そういうことができれば、いわゆる何年度に工事しますというふうなことができるんじゃないかと。要は地域計画の中で自分たちでできるのはもちろんやるんですけれども、町の資金的なものとか仰がなければいけないものについてはそういう要望も出すということではいけないかというふうにも思ったんですが、どうでしょうかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今現在、地域計画が各行政区から出てきております。それについては地域でやる部分、町でやる部分、年次計画として地域からの要望はあります。それを全て関連する課に情報を提供しながら、いつできるか、そして今はできない理由はなぜか、こういうようなものを行政区のほうにお返ししていると。ただ、実際的には地域計画を将来的には総合計画の資料にも使うということになっておりますので、当然そのデータは管理をしながら、後期計画、もしくは今後の総合計画の資料として使わせていただくというような形で、今現在進ませていただいています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） 今、議会懇談会ということでやっているんですが、これを見に行っただろうか、最初にこういうことをやろうということで視察に行った本吉町ですね、この時代はまだ議会報告会ということで1回目をやったときですが、そのとき本吉町でもやはり最初は住民のほうが「議会がやって来てくれるんだけど、何を話していいかわからない」ということだったらしいんですが、3年、4年と続いているうちに、その地域が我々のところはここをやってもらいたい、あそこをやってもらいたいということを優先的に言って、それを議会の報告会のときに議会に出して、それを聞いてきた議会が行政にこういうふうなことなんだというふうにやっているというふうなことだったんですね。今、本町でも当然私らの議会もやっているんですが、まだ懇談会ではそこまでいかないと。そういうふうにいけば、工事する何するというのも地域の要望に沿った形でできるんじゃないかというふうに思っているんですけども、そういったことで地域計画もそういうものに反映させるような状況にできることが、やってくれないとか何とかということじゃなくなるのかなど。そして議会懇談会でいえば、そういうふうになると議会もそれもまたやりやすいし、議会としてもいいなというふうに思っているところですが、今後そういうことで地域の地域計画からそういった道路行政に展開できるような仕組みもできればいいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

それで、農道についてですが、いわゆる農道というのは現在あるのは道幅が狭くて、しかも古い農道になると高さもあって、高齢化してきたオペレーターになっている担い手がトラクターで転倒するということがあります。そういった意味で、現在ある高いと思われる農道というか、それをやはり低くすれば、当然のり面は上にいくほどに狭くなるわけなので、例えば30センチメートル削ればその部分かなりの幅が広がるだろうというふうに思います。そういったことで、町の農政課としては農道の、こんなに高くなくてもいいだろうと思うようなところを把握しているかどうか、そういったことで見ているかどうかということでお聞きしたいと思ひます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 農道の高いところについては把握しておりません。今、現状でいうと路面高が水田から30センチメートルが理想ということになっております。それで、幅についても今2メートルくらいの狭い農道なんですけれども、これについても5メートルくらいの道路が農作業の道路として有効だというようなところになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） この農道の高さとは幅なんです、スーパー水田というのを聞いたことがあると思うんですが、茨城県の印旛沼土地改良だったと思うんですが、そこでやっている水田の中で農道というところで、幅4メートル、高さ15センチメートルで、アスファルト舗装し、農道でのターンはもちろん、全体を一農場として耕作できるようにしたというふうなことで、これは平成6年の文書なんです、これが今もなっているんですが、そういった意味で、幅4メートルの農道がとれるところが全部あるわけではないんですが、この高さですね。30センチメートルぐらいはまだいいんですけれども、1メートル未満といったところも実際あるふうに見ているところもあるんですが、要はほ場への乗り入れ、乗り出しですね。トラクターで入る、コンバインで入る、出るといったときに、今私の地元でも出入りするところに個人的にスロープをつくってやっている状況です。そういったことをなくすためには、幅はとにかく高さが低くなればそれだけ安全性も増すということなので、当然今それをやってくださいということでも国の補助がどうかこうとありますから、それと基盤整備が間もなく始まるということになっているんですが、そういった意味でこの農道について、高齢化してきているオペレーターの農家の安全のためにも考えてほしいというふうに思っているんですが、そういった意味でその農道の高さ、幅もそうですが、それを考えてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 先ほどスーパーほ場ということで、高さ15センチメートル、先ほど私のほうで言った30センチメートルというのは、農道の一つの基準がありまして、30センチメートルだと深水管理ができる、その水深のことがあります。それから、その高さによって稲の風通しがいいということで、生育がよくなるという部分もあるんですね、作業だけでなく。本当は近いほうがいいんでしょうけれども、水稻をやっていく中でそういう30センチメートルというのがあるんですけれども、現実的に高いところもありますよね。調べてはいないんですけれども、あるんですけれども、今農地・水関係で、保全隊のほうでその辺を調整しながら碎石を敷いていたり、もしくは整地したりというようなところでやっているところはあります。ただ、やっぱり抜本的な対策になると一日も早いほ場整備をして、農業機械が片方だけ行けるんじゃなくて、相互に往来できるような、そういう5メートルの幅の農道をつくっていかなければ、これからの農業としてはやっぱり安全性も考えた上でも必要だと思っているので、最終的にはほ場整備のほうで整備していくのが一番だと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） この道路だけにかかわるといよりは、総合的にほ場整備の中でやって

いくということは当然効率的なことでありますよね。そういった意味で、農道を低くということでは、私が見て「ここはいいな」と思っているところがあるわけです。そこは槻木の飛入というところですか。槻木小学校の東側、たしか飛入と地図にも書いてありますけれども、四日市場飛入、あそこの農道はそれこそ本当に20センチメートル、30センチメートルぐらいで、幅広くて、いわゆるほ場の出入りも楽だろうというふうに思われる。ああいった環境のほ場整備ができれば一番いいんじゃないかなというふうに私も見ているんですが、そういった意味ではそれを実施するためにも、今ある土手か堤防かみたいな農道はもう要らないだろうというふうに思いますので、その把握をしていただきたいというふうに考えるんですが、どうでしょうかね。そういった農道がどの地区に何路線ぐらいあるかといったことを把握するというのも、農道の改良ということでは必要んじゃないかというふうに思っているわけなんですけど、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） それは安全性からということでしょうかね。安全性の面では必要だと思うんですけども、今各集落で農地・水、それから人・農地プランということで、集落ぐるみでは場をどうしていくか、営農だけではなくて基盤整備としてのほ場をどうしていくかということも考えていますので、そういうところでそういう高いところとか、高いところがあるということはそれを直していこうということですよ。それで、集落で直せる場合とそうではなくて全体的に直していかなければならない場合もありますね。そこに水路とか用排水路が絡んでしまうところが多々あるものですから、単に農道1つだけではなかなか整備はできないと思いますので、人・農地プランで今集落に入っていますけれども、ほ場整備とあわせながら集落に入る段階でそういうこともお話ししながら、ほ場整備というのは10年以上かかりますから、その辺のことも含めて、その集落で整理していったほうがいいのかというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○13番（水戸義裕君） そういった意味では、当然今農地・水保全管理から人・農地プランで農村部門にかかわる転換期に入ってきているわけなんですけれども、そういった意味ではぜひ、営農状態もそうなんですけど、農家の農作業事故が年間400件ほど出ている、ここ10年来減っていない。他産業はそれに比べて年々事故率が減っているということがありますので、そういう事故のことも考慮しながら今後農道に対して注意をしていってほしいし、人・農地プランにもぜひアドバイスとしてやっていただきたいというふうに考えます。

以上をもって、質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて13番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

昨日の一般質問で、答弁の訂正申し出が下水道課からありましたので、説明させます。

○上下水道課長（平間広道君） 昨日の舟山彰議員の一般質問におきまして、並松町営住宅管理の中の並松地区の下水道整備ということで、私手持ち資料の小さい縮小版で判断をしまして、整備区域外とお答えしてしまいました。正しくは、並松町営住宅の地区は整備区域内に入っております。ということでお詫びを申し上げて、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○議長（加藤克明君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす、9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時31分 散 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月11日

議 長 加 藤 克 明

署名議員 5番 斎 藤 義 勝

署名議員 6番 平 間 奈 緒 美